

各 都道府県 子ども・子育て支援新制度担当部局

内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）
内閣府子ども・子育て本部参事官（認定こども園担当）
文部科学省初等中等教育局幼児教育課
厚生労働省子ども家庭局保育課

処遇改善等加算 に係る研修実施体制の確保等について

平素より、子ども・子育て支援施策の推進に御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

処遇改善等加算（以下「加算」という。）に係る研修修了要件については、その内容等を「施設型給付費等に係る処遇改善等加算 に係る研修修了要件について」（令和元年6月24日付け府子本第197号・元初幼教第8号・子保発0624第1号内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）内閣府子ども・子育て本部参事官（認定こども園担当）文部科学省初等中等教育局幼児教育課長及び厚生労働省子ども家庭局保育課長連名通知。以下「研修通知」という。）により通知するとともに、その適用時期については「施設型給付費等に係る処遇改善等加算 及び処遇改善等加算 について」（令和2年7月30日付け府子本第761号・2文科初第643号・子発0730第2号内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長及び厚生労働省子ども家庭局長連名通知。以下「処遇改善等加算通知」という。）において「令和3年度までの間は適用を猶予し、令和4年度を目途に、職員の研修の受講状況等を踏まえて必須化を目指す」としてきたところです。

この研修修了要件の取扱いについては、新型コロナウイルス感染症が加算 に係る研修の実施や受講に影響を与えており、「令和2年の地方分権改革に関する提案募集」においても研修修了要件の適用時期の延期について要望が出されたことを踏まえ、「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和2年12月18日閣議決定）において「研修受講の必須化の延期については、研修受講の状況等に係る調査を行った上で検討し、令和3年度の早期に結論を得る」とされました。

これを踏まえ、令和2年度末の加算 に係る研修の修了状況等について調査を行ったところ、研修修了要件を満たしている者が、副主任保育士、中核リーダー及び専門リーダー（以下「副主任保育士等」という。）で2割から3割、職務分野別リーダー及び若手リーダー（以下「職務分野別リーダー等」という。）で3割から5割となっており、また、研修の実施状況についても幼稚園・認定こども園に係る研修の実施主体としての認定を行っていない加算認定自治体（加算の認定を行う都道府県、指定都市、中核市又は都道府県知事と

の協議により処遇改善等加算通知に基づく事務を行うこととする市町村をいう。以下同じ。)が6割を超えているなど、研修の修了及びそのための研修機会の提供に係る体制整備が進んでいない状況にあることが明らかとなりました。(別添1参照)

このため、地方自治体における研修実施体制の構築には一定の期間を要することも踏まえ、今般研修通知を改正し、研修修了要件の適用時期の取扱いについては、

- ・令和4年度からの必須化は行わず、副主任保育士等については令和5年度、職務分野別リーダー等については令和6年度から研修修了要件を適用することとし、
- ・その上で、副主任保育士等については研修修了要件を段階的に適用し、具体的には、初年度(令和5年度)に求める研修修了数は、保育所及び地域型保育事業所(以下「保育所等」という。)にあつては1分野以上、幼稚園及び認定こども園にあつては15時間以上とし、令和6年度以降、毎年度、保育所等にあつては1分野、幼稚園及び認定こども園にあつては15時間ずつ必要となる研修修了数を引き上げる

こととしました。

これを踏まえ、今後、研修修了要件の適用に向け加算に係る研修実施体制の確保等に当たって留意いただきたい点について以下のとおりまとめましたのでお知らせいたします。各都道府県においては内容について御了知いただき研修実施体制の確保に取り組むとともに、管内市町村(特別区を含む。以下同じ。)についても周知いただき、事務に遺漏のないよう配意願います。

記

1. 研修実施体制の確保について

(1) 保育所等に係る研修について

ア 加算の研修修了要件の円滑な適用開始に際しては、地域において十分な量の研修が実施されていることが重要であるが、都道府県は、加算に係る研修が、保育に関わる職員の専門性の向上の資するものとして、保育所等の副主任保育士や専門リーダー、職務分野別リーダーに限らず認定こども園や公立の保育所の職員も含めた幅広い者が受講するものであることを考慮して、研修実施体制の整備を行うこと。

イ 市町村は、保育所等から、加算の賃金改善計画書・賃金改善実績報告書と併せて副主任保育士や専門リーダー、職務分野別リーダーの研修修了状況を徴して地域の研修修了状況を把握するとともに、各種加算の認定時に研修の受講希望を確認することや過去の研修の申し込み状況等を考慮すること等により研修必要量の把握を行い、当該情報を都道府県との間で共有を図ること。

ウ 研修の受講に当たっては地理的な要因が制約となることもあることから、都道府県は、研修実施体制の整備に当たって地理的要因や保育所等の分布等を考慮して都道府県内を複数の地域に区分けし、各地域において十分な研修が提供されるよう、地域ごとに研修必要量を見込んだ上でeラーニングによる実施も含めて適切な研修実施体制の整備に取り組むこと。

エ 保育士等キャリアアップ研修に係る実施計画（「保育士等キャリアアップ研修の実実施計画等について」（平成 30 年 5 月 2 日付け厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡）に基づく研修実施計画）については、令和 3 年度までの計画を策定することとされているところであるが、研修修了要件の適用時期が延期されたことを踏まえ、研修修了要件が完全に適用される令和 8 年度までについても策定することとし、都道府県は、策定に当たり、研修実施量に加えて各年度における研修必要量を記載すること。策定に当たっての留意事項及び策定結果の報告については、別途、厚生労働省子ども家庭局保育課から発出する事務連絡を参照すること。

なお、研修修了要件が令和 5 年度から段階的に適用されることから、研修実施計画については、令和 3 年度において各地域の状況の把握を行った上で見直しを行い、令和 4 年度の研修実施体制に反映することを想定していること。

オ 特定の年度に研修の受講希望が集中するなど、安定的な研修実施体制の整備が困難な場合には、令和 5 年度からの研修修了要件の段階的な実施に対応可能な研修実施量を確保した上で、保育関係団体等と調整を行いながら各年度における研修実施量について平準化することが考えられること。また、結果的に特定の年度において研修実施量が不足した場合には、研修要件を満たしていない副主任保育士や専門リーダー、職務分野別リーダーを優先的に受講対象とすることも考えられること。

（２）幼稚園及び認定こども園に係る研修について

ア 研修実施主体の認定に係る見直しについて

今般の研修通知の改正では、同一都道府県内に所在する市町村ごとに研修実施主体の認定状況が異なることがないようにするとともに、幼稚園及び認定こども園関係団体による申請手続の簡素化を図ることで研修実施体制を早急に整備する観点や、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成 26 年内閣府告示第 159 号）において、幼稚園教諭の人材確保及び研修の提供については都道府県の担当すべき事項とされていること等も踏まえ、

令和 4 年度より、幼稚園・認定こども園関係団体等の研修実施主体としての認定に関する事務について、都道府県に一本化して実施することとし、令和 3 年度までに都道府県が研修実施主体として認定した主体については、令和 4 年度以降において都道府県以外の加算認定自治体も含む当該都道府県に所在する全ての幼稚園又は認定こども園の研修実施主体として認定されたものとして扱うとともに、

令和 3 年度までに都道府県以外の加算認定自治体が研修実施主体として認定した主体については、令和 4 年度以降において当該加算認定自治体が所在する都道府県から研修実施主体として認定されていない場合、引き続き、当該加算認定自治体に所在する幼稚園又は認定こども園の研修実施主体としてのみ認定され

たものとして扱う

こととしていること。このため、都道府県においては、研修実施主体の認定を行った際には、速やかに域内の加算認定自治体である市町村に対して周知を図りたいこと。

なお、同一都道府県内に所在する市町村ごとに研修実施主体の認定状況が異なることがないようにする観点から、都道府県は、により引き続き、都道府県以外の加算認定自治体に所在する幼稚園又は認定こども園の研修実施主体としてのみ認定されたものとして扱われる主体に対して、研修実施主体としての認定の申請を促す等の対応を取ることが望ましいこと。

イ 研修実施主体の積極的な認定について

(ア) 研修実施主体の認定について

幼稚園及び認定こども園における加算に係る研修については、都道府県又は市町村（教育委員会を含む。）関係団体のうち都道府県が適当と認めた者、大学等（大学、大学共同利用機関、指定教員養成機関若しくは免許状更新講習開設者又は独立行政法人教職員支援機構若しくは独立行政法人国立特別支援教育総合研究所）その他都道府県が適当と認めた者が行う、教育・保育の質を高めるための知識・技能の向上を目的とした研修及び幼稚園又は認定こども園が企画・実施する園内における研修としている。

これは、新たな研修の枠組みを作る趣旨ではなく、職員の専門性の向上に関する研修として従来から現場において活用されてきた下記のような様々な研修を幅広く対象とすることを想定していること。

このため、研修実施主体の認定に当たっては、過去の活動実績や研修実施体制等を勘案した上で、研修実施主体として不適切と考えられるもの以外については全ての主体を認定すべきであり、都道府県の判断により特定の主体や種類の研修に限定する等の対応を行うことは適当ではないこと。

< 研修の例 >

- ・ 経験年数に着目した研修（3年目研修、5年目研修、10年目研修など）
- ・ 役職に着目した研修（主任研修、リーダー教員研修など）
- ・ 広く一般職員を対象とした公募型の研修
- ・ 免許状更新講習
- ・ 免許法認定講習（一種免許状への上進を行う場合など）
- ・ 保育士等キャリアアップ研修（乳児保育分野その他の保育所等に係る内容に特化した研修及び保育実践研修を除く）

また、管内に所在する関係団体のみならず、全国的または広域的に活動し研修を行う団体（以下「全国団体等」という。）についても、研修通知に定める要件を満たすものは研修実施団体として認定することが基本であり、全国団体等の所在地や主な活動場所のみをもって、都道府県間で取扱いに差を設けることは適当でないこと。

なお、研修実施主体の認定に際し、全国団体等とそれに連なる加盟団体が共通

の枠組みで研修を行っている場合は、加盟団体ごとに申請・認定を行う必要はなく、全国団体等において、加盟団体分も含めた連名の申請書を作成し、全国団体等から一括して申請することが可能であり、この場合、申請内容が適切であれば申請書に記載された団体全てを一括して認定することが可能である旨を「処遇改善等加算 研修受講要件に係るFAQ」において示しているので留意すること。また、一括申請された団体のうち、どの団体を研修実施主体として認定したかについては、認定時に一括申請した全国団体等に対して示すこと。

(イ) 研修実施主体の認定に係る申請について

研修実施主体の認定に係る申請様式については「施設型給付費等に係る処遇改善等加算 に係る研修（幼稚園・認定こども園）の実施主体の認定等に係る申請書類の統一様式について」（令和元年11月11日付け内閣府子ども・子育て本部参事官付及び文部科学省初等中等教育局幼児教育課連名事務連絡。別添2参照）により統一様式を示すとともに、特段の事情により別の様式を用いる場合であっても、統一様式をベースとし、可能な限り簡素なものとすることや、全国的もしくは広域的に研修を実施している主体から統一様式による申請があった場合には、一度受理した上で、不足している情報のみ追加で求めることなどの配慮をお願いしているところであるので留意すること。

ウ 研修修了状況の把握等について

加算認定自治体は、管内の幼稚園及び認定こども園から、加算 の賃金改善計画書・賃金改善実績報告書と併せて中核リーダー、専門リーダー及び若手リーダーの研修修了状況を徴して地域の研修修了状況を把握するとともに、当該情報について都道府県と市町村間で共有を図ること。

また、その結果、研修修了状況が低調な地域がある場合には、当該地域を対象とした研修の実施を研修実施主体に働きかけることや、認定を受けていない関係団体に認定申請を働きかけるなどの対応を行うことが考えられること。

エ 研修修了の証明の取扱いについて

研修実施主体としての認定は、認定を行った都道府県の域内においてのみ有効となること。

一方で、加算認定自治体により加算 に係る研修を修了していることが確認された研修修了の証明については、他の加算認定自治体においても引き続き効力を有するものとして取り扱うこと。

また、イ（ア）又は の主体が実施する研修に関して、加算 に係る研修を修了していることの確認を受けていない研修修了の証明が、当該修了の証明を発行した主体を研修実施主体として認めていない都道府県又は当該都道府県の管内の加算認定自治体に提出された場合についても、加算に係る研修を修了したことを加算認定自治体において確認することにより、効力を有するものとして取り扱うことが可能であること。

2. eラーニングの活用も含めた多様な研修方法を通じた研修機会の確保等について

(1) 加算 においては加算対象職員について研修の修了を要件とし、令和5年度から段階的に適用することとしているが、都市部において集合型研修を実施することとした場合、交通手段等の地理的な要因により参加が難しい島しょ部や中山間地域等の施設等や、週6日・1日11時間開所のため一度に多くの職員を派遣することが難しい保育所等、幼稚園及び認定こども園においては、職員に対する十分な研修機会の確保が困難となる場合が想定されること。また、新型コロナウイルス感染症の流行下においては、集合型研修のみでは都市部においても十分な研修の実施が困難となることも考えられることから、eラーニングによる研修の実施について積極的に取り組むこと。

(2) 保育士等キャリアアップ研修をeラーニングにより実施する場合には、eラーニングの実施に際しての留意点等について「保育士等キャリアアップ研修のeラーニング等による実施方法等について」(平成31年4月15日付け厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡。別添3参照)において示すとともに、「マネジメント研修に係る研修映像及びガイドブック」を送付しているので参考とされたいこと。

なお、当該留意点等については、幼稚園及び認定こども園に係る研修においても参考とすることが可能なものであることから、これらの分野における研修においても必要に応じて活用すること。

(3) 研修実施主体の体制や施設等の環境・意向等により、eラーニングによる研修の実施や受講が困難な場合も考えられるが、集合型研修により研修を行う場合には、施設等の職員に十分な研修の機会が確保されるよう、研修の実施場所や時間帯、開催頻度について配慮すること。

(4) なお、研修機会の確保に当たっては、

- ・ 保育所等に係る研修については、厚生労働省が令和3年度においても令和2年度第3次補正予算の繰越しにより実施している、都道府県等が研修をeラーニングで行うために必要となる基盤整備や教材作成等に要する費用に対する補助(保育所等におけるICT化推進事業。別添4参照)を活用すること、
- ・ 幼稚園及び認定こども園に係る研修については、文部科学省における教育支援体制整備事業費交付金(別添5参照)を活用すること、夏季休業等の長期休業期間を活用して研修を集中的に行うこと

といった対応も考えられることから、地域の実情も踏まえつつ、関係団体や研修実施主体と調整を行いながら十分な研修機会の確保に努めること。

【照会先】

< 公定価格関係 >

内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)付
給付担当

TEL 03-5253-2111 (内線 38346)

< 認定こども園関係 >

内閣府子ども・子育て本部参事官(認定こども園担当)付

TEL 03-5253-2111 (内線 38446)

< 幼稚園関係 >

文部科学省初等中等教育局幼児教育課
新制度・人材確保担当

TEL 03-5253-4111 (内線 2374)

< 保育所及び地域型保育事業所関係 >

厚生労働省子ども家庭局保育課
保育士対策係

TEL 03-5253-1111 (内線 4958、4858)

1. 調査概要

【調査内容】

- (1) 研修受講状況調査
処遇改善等加算Ⅱによる処遇改善の対象となっている職員の研修受講状況及び研修完了時期の見込み
- (2) 研修実施状況調査
 - ・保育所等：保育士等キャリアアップ研修の実施状況及び実施見込み
 - ・幼稚園、認定こども園：①地方自治体における処遇改善等加算Ⅱに係る研修の実施状況及び実施見込み、②地方自治体が研修実施主体として認定した研修実施主体の数

【調査対象等】

- (1) 研修受講状況調査
保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所
※都道府県毎に人口規模を考慮して4市町村を選定し、選定した市町村毎に保育所・認定こども園は各10、その他は各5を上限に施設・事業所を選定して調査。
- (2) 研修実施状況調査
 - ・保育所等：都道府県
 - ・幼稚園・認定こども園：加算認定自治体（都道府県、指定都市、中核市、特定市町村（都道府県との協議により加算認定事務等を行う市町村））加算認定自治体から研修の実施主体として認定を受けた幼稚園・認定こども園関係団体などの民間団体

2. 調査結果

(1) 研修受講状況調査（令和2年度末時点）

①副主任保育士、中核リーダー等

| | 研修要件を満たしている | 研修が1分野（15時間未満）不足している | 研修が2分野（15時間以上30時間未満）不足している | 研修が3分野（30時間以上45時間未満）不足している | 研修が4分野（45時間以上）不足している | 合計 |
|------------------------|-------------------|----------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------|--------------------|
| 保育所等 (調査対象施設：1,370) | 1,932人 (27.5%) | 1,257人 (17.9%) | 1,254人 (17.9%) | 1,231人 (17.5%) | 1,342人 (19.1%) | 7,016人 (100.0%) |
| 幼稚園 (調査対象施設：166) | 133人 (16.2%) | 181人 (22.1%) | 101人 (12.3%) | 130人 (15.9%) | 275人 (33.5%) | 820人 (100.0%) |
| 認定こども園 (調査対象施設：713) | 1,515人 (23.9%) | 791人 (12.5%) | 1,156人 (18.2%) | 1,125人 (17.7%) | 1,758人 (27.7%) | 6,345人 (100.0%) |

(参考) 副主任保育士、中核リーダー等の研修要件

- ・保育所等：保育士等キャリアアップ研修のうちの4分野（保育実践研修を除き、副主任保育士についてはマネジメント研修を含む）の修了
- ・幼稚園・認定こども園：幼児教育等の質の向上に資する研修（合計60時間以上）の修了

②職務分野別リーダー、若手リーダー等

| | 研修要件を満たしている | 研修要件を満たしていない | 合 計 |
|------------------------|-------------------|-------------------|--------------------|
| 保育所等 (調査対象施設：1,370) | 2,533人 (47.0%) | 2,861人 (53.0%) | 5,394人 (100.0%) |
| 幼稚園 (調査対象施設：166) | 134人 (30.7%) | 302人 (69.3%) | 436人 (100.0%) |
| 認定こども園 (調査対象施設：713) | 1,802人 (38.2%) | 2,916人 (61.8%) | 4,718人 (100.0%) |

(参考) 職務分野別リーダー、若手リーダー等の研修要件

- ・保育所等：保育士等キャリアアップ研修（専門分野別研修）のうちの1分野の修了
- ・幼稚園・認定こども園：幼児教育等の質の向上に資する研修（合計15時間以上）の修了

(2) 研修実施状況調査（令和2年度末時点）

①保育所等

※研修実施主体：都道府県、都道府県の指定を受けた機関（市町村、指定保育士養成施設、研修実績のある非営利団体に限る。）

| | H29～R元年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 |
|-------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 乳児保育 | 62,241人 | 19,572人 | 37,451人 | 31,150人 | 29,996人 |
| 幼児教育 | 50,639人 | 16,279人 | 32,993人 | 27,572人 | 26,602人 |
| 障害児保育 | 49,451人 | 16,786人 | 34,294人 | 29,044人 | 28,160人 |
| 食育・アレルギー対応 | 39,548人 | 13,869人 | 30,741人 | 25,443人 | 24,550人 |
| 保健衛生・安全対策 | 38,268人 | 13,130人 | 29,876人 | 24,728人 | 23,858人 |
| 保護者支援・子育て支援 | 47,086人 | 17,028人 | 33,736人 | 28,385人 | 27,318人 |
| マネジメント | 52,984人 | 15,006人 | 31,594人 | 26,952人 | 26,086人 |
| 合計 | 340,217人 | 111,670人 | 230,685人 | 193,274人 | 186,570人 |

※令和元年度以前は修了者実績、令和2年度は修了者見込み、令和3年度以降は予定定員。

②幼稚園、認定こども園

※研修実施主体：都道府県又は市町村（教育委員会含む。）、幼稚園関係団体等のうち加算認定自治体が適当と認める者、大学等、その他加算認定自治体が適当と認める者

・都道府県又は市町村が実施する研修

| 研修実施量 | | | | |
|------------|-----------|------------|------------|------------|
| R元年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 |
| 139,497人時間 | 78,074人時間 | 149,396人時間 | 157,979人時間 | 158,091人時間 |

※「研修実施量」は、研修ごとに研修時間に修了者（令和3年度以降は定員）を乗じて得た値を合計したものの。

・加算認定自治体が認定した研修実施主体が実施する研修

| | 研修実施量 | | | | |
|----------------|-----------|----------|-----------|-----------|-----------|
| | R元年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 |
| 全国団体 | 15,470人時間 | 3,160人時間 | 12,900人時間 | 23,710人時間 | 27,910人時間 |
| 特定地域において活動する団体 | 13,889人時間 | 3,298人時間 | 7,436人時間 | 16,160人時間 | 16,160人時間 |
| 合計 | 29,359人時間 | 6,458人時間 | 20,336人時間 | 39,870人時間 | 44,070人時間 |

※「全国団体」は複数の都道府県にまたがって研修を提供している団体であり、「特定地域において活動する団体」は全国団体以外の団体。

※「研修実施量」は、研修ごとに研修時間に修了者（令和3年度以降は定員）を乗じて得た値を合計したものの。

※令和3年3月時点で研修実施主体としての認定を受けた111団体中回答のあった39団体（うち全国団体3、特定地域において活動する団体36／回答率35.1%）の研修実施（予定）量を合計したもの

・加算認定自治体における研修実施主体の認定状況（令和3年3月時点）

※加算認定自治体数 n = 205

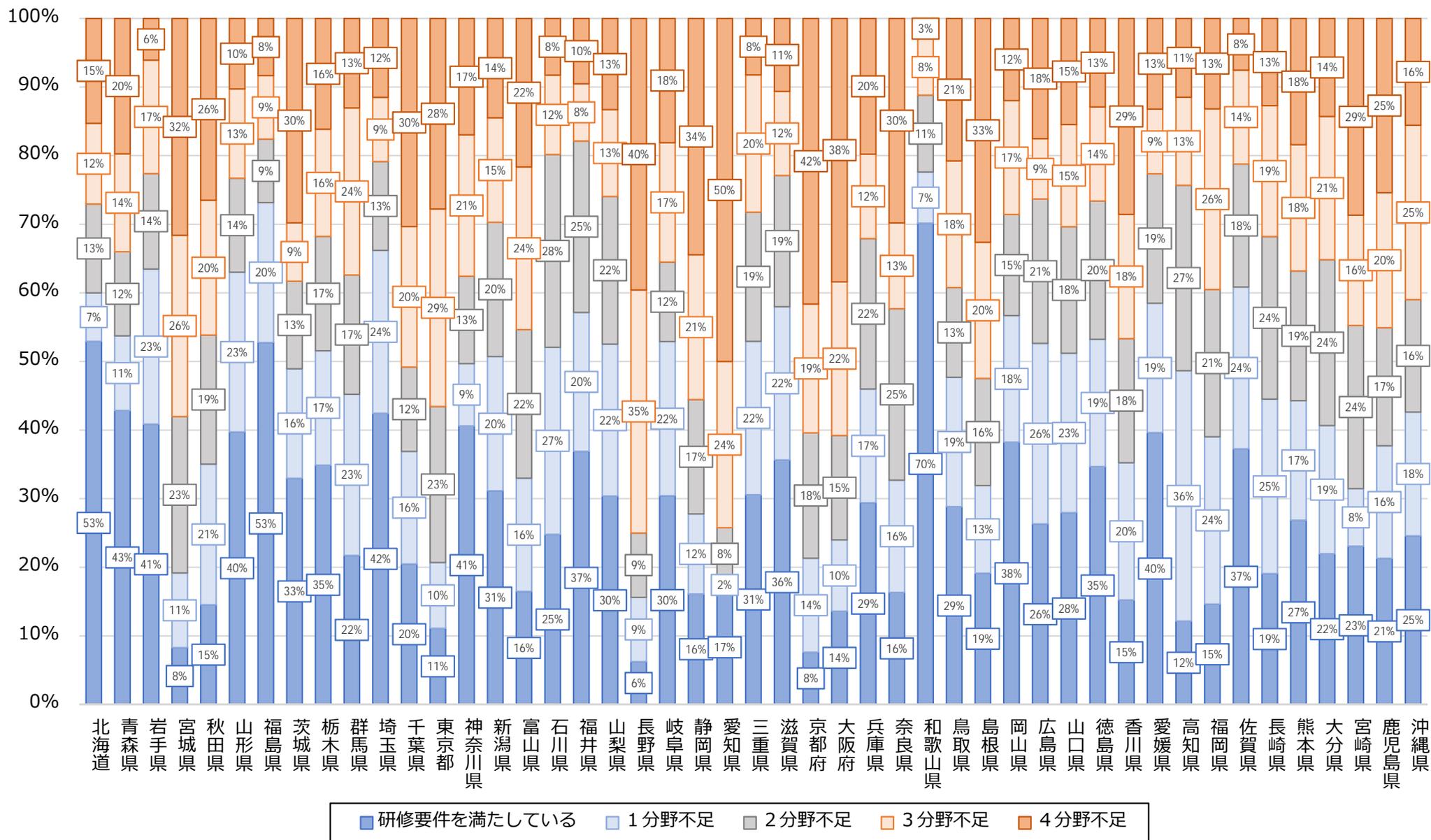
| 研修実施主体の認定数 | 認定なし | 1団体 | 2団体 | 3団体以上 |
|----------------|-------------|------------|------------|------------|
| 全国団体 | 137自治体(67%) | 7自治体(3%) | 56自治体(27%) | 5自治体(2%) |
| 特定地域において活動する団体 | 171自治体(83%) | 11自治体(4%) | 8自治体(4%) | 15自治体(7%) |
| 合計 | 134自治体(65%) | 6自治体(3%) | 37自治体(18%) | 28自治体(14%) |

※加算認定自治体が、加算Ⅱに係る研修実施主体として認定した幼稚園・認定こども園関係団体などの民間団体の数であり、大学等は含まない。

1. 研修受講状況調査

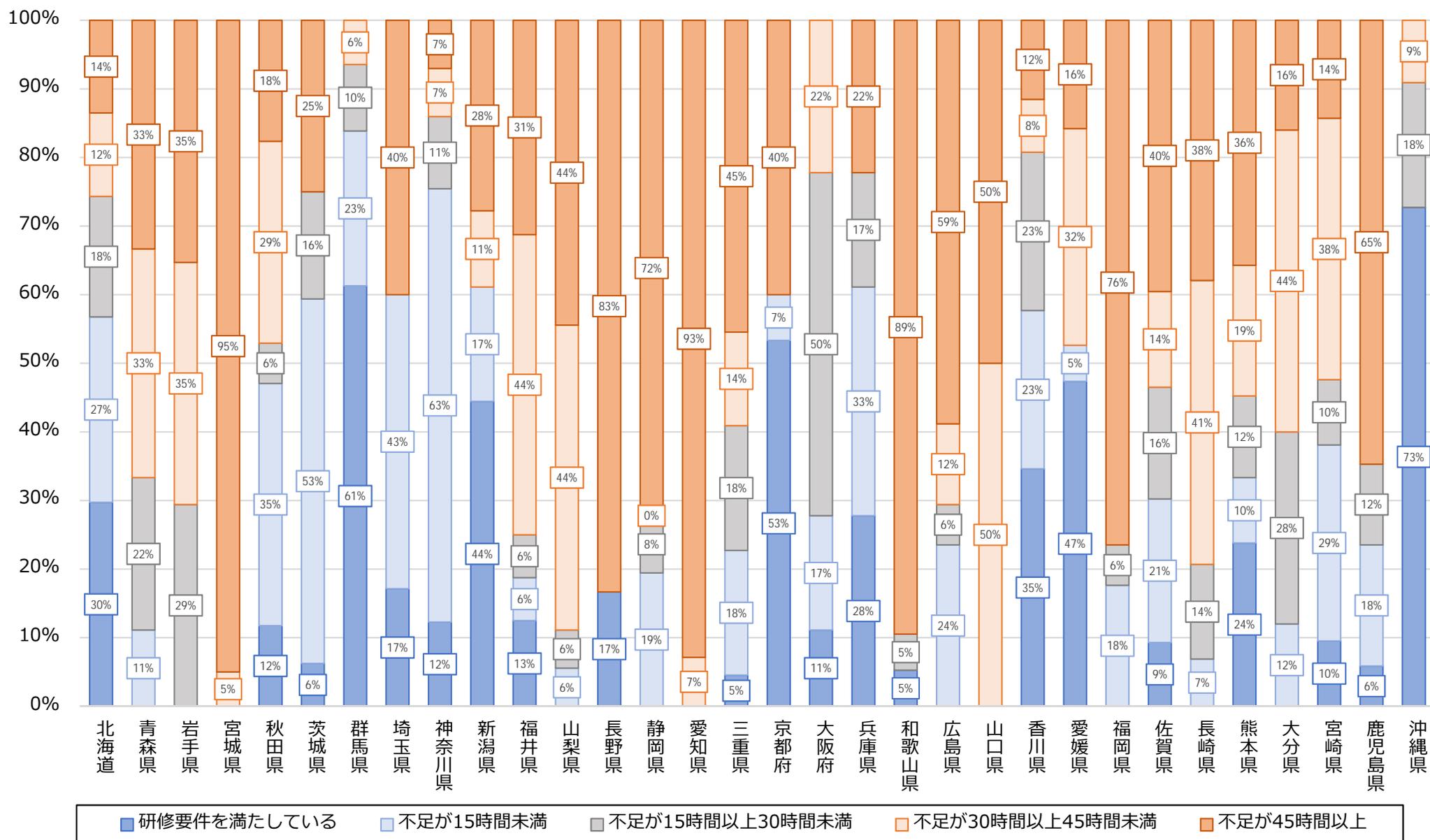
(1) 副主任保育士、中核リーダー等

ア. 保育所等 (n=6,977人)



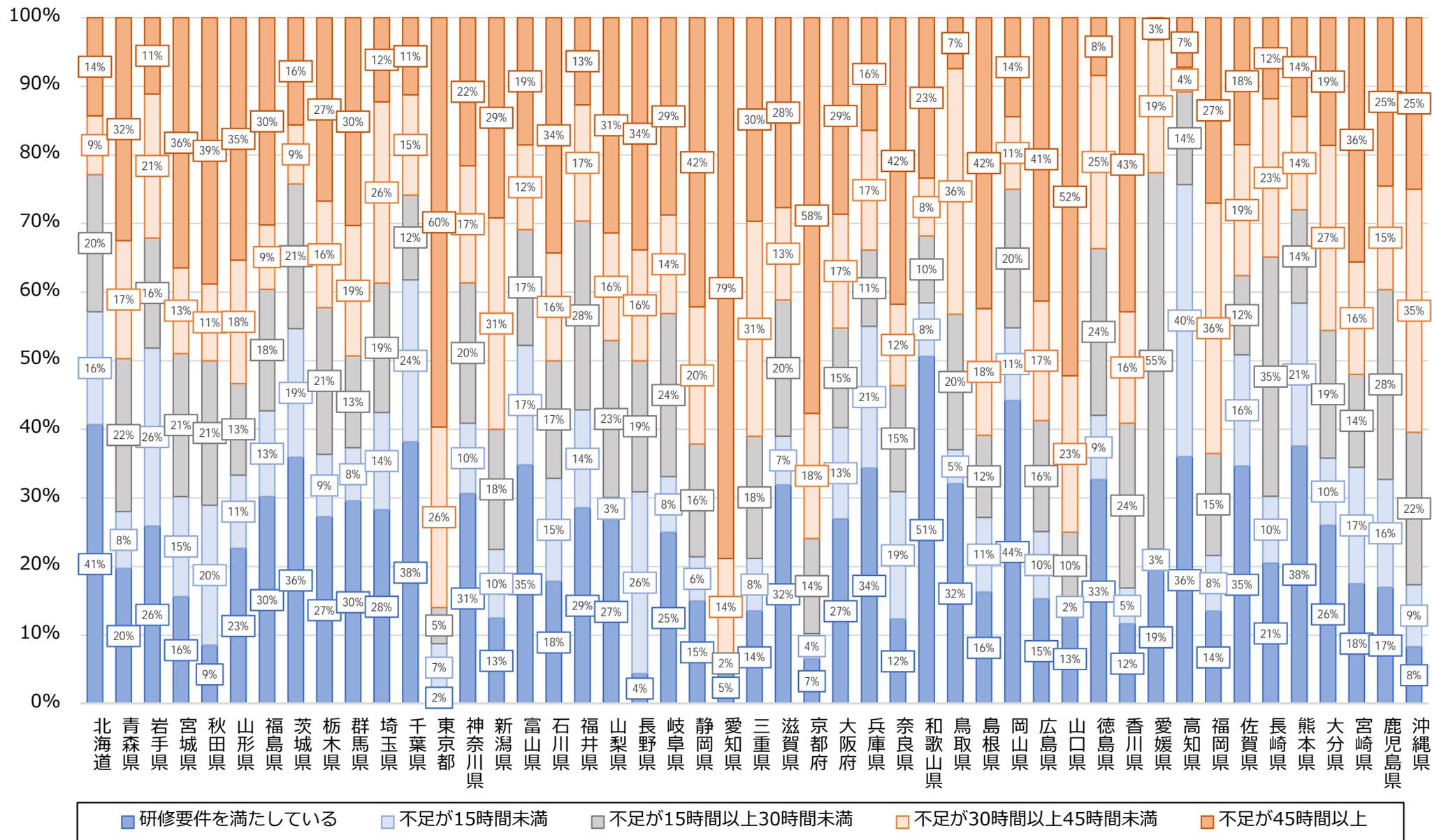
都道府県別の値については、回答数が少ないため参考として示す数値であることに留意が必要。

イ. 幼稚園 (n=821人)



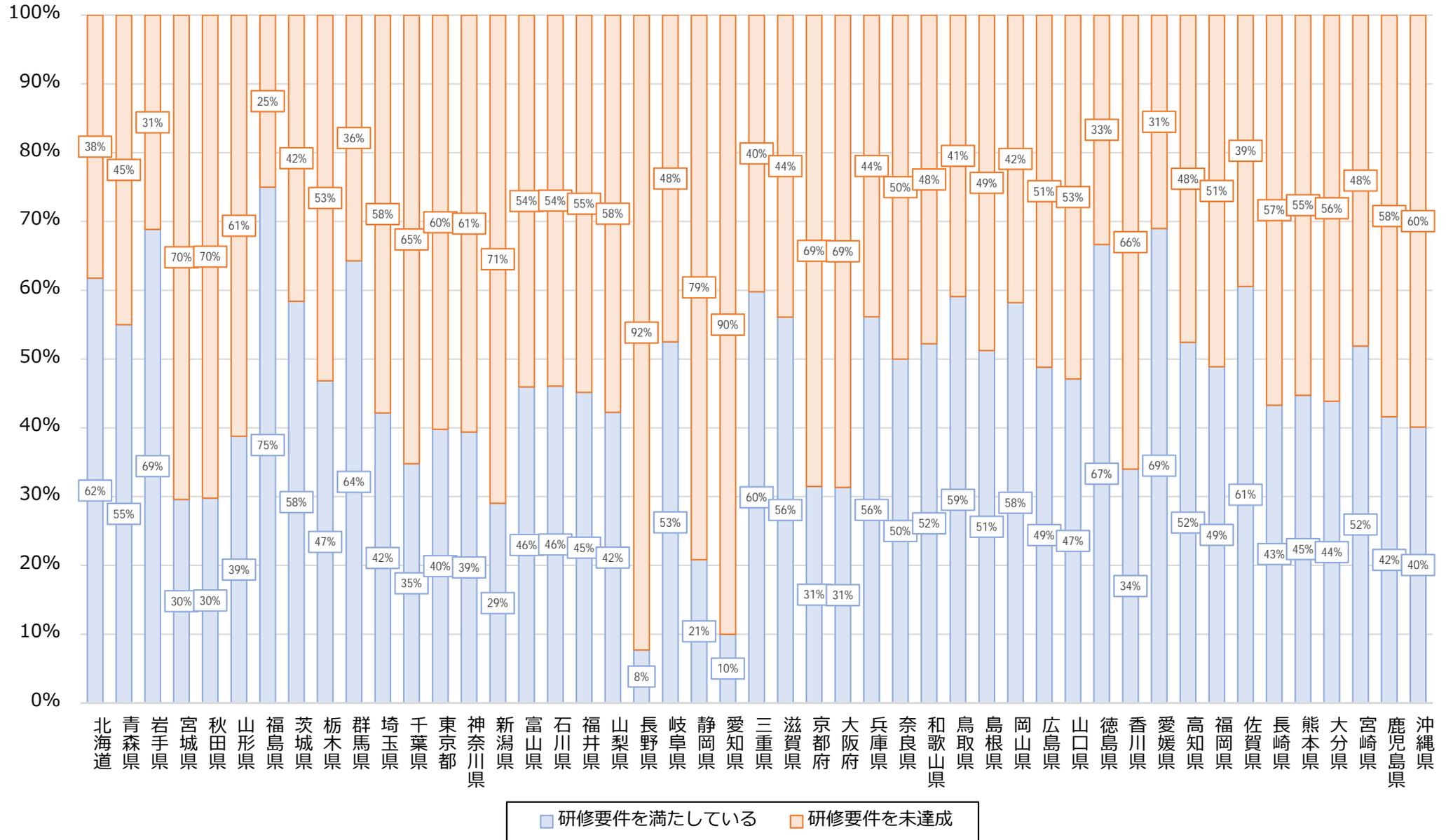
都道府県別の値については、回答数が少ないため参考として示す数値であることに留意が必要。
 回答のあった施設が3未満の都道府県については省略している。

ウ. 認定こども園 (n = 6,353人)



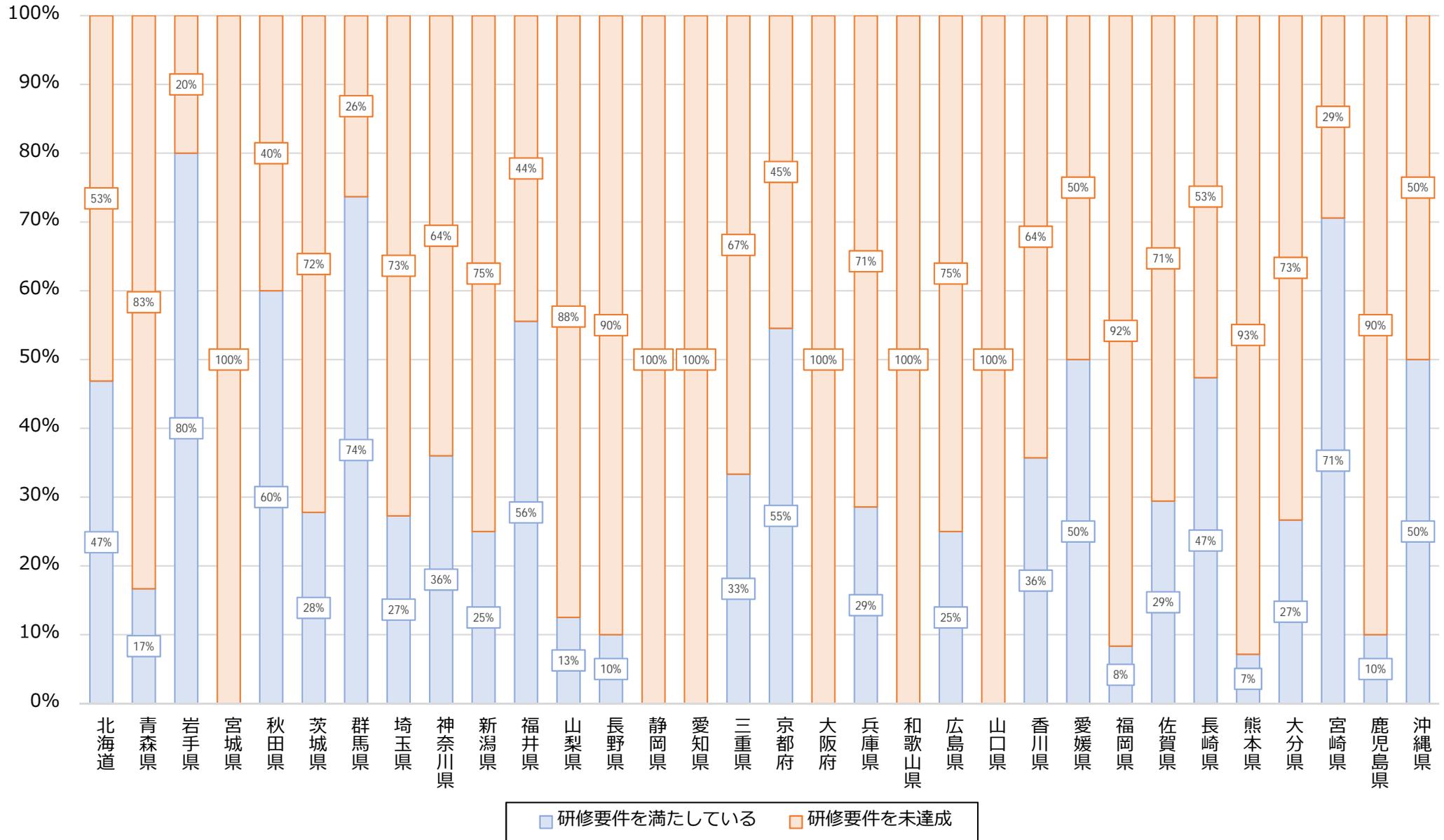
都道府県別の値については、回答数が少ないため参考として示す数値であることに留意が必要。

(2) 職務分野別リーダー、若手リーダー等
ア. 保育所等 (n = 5,364人)



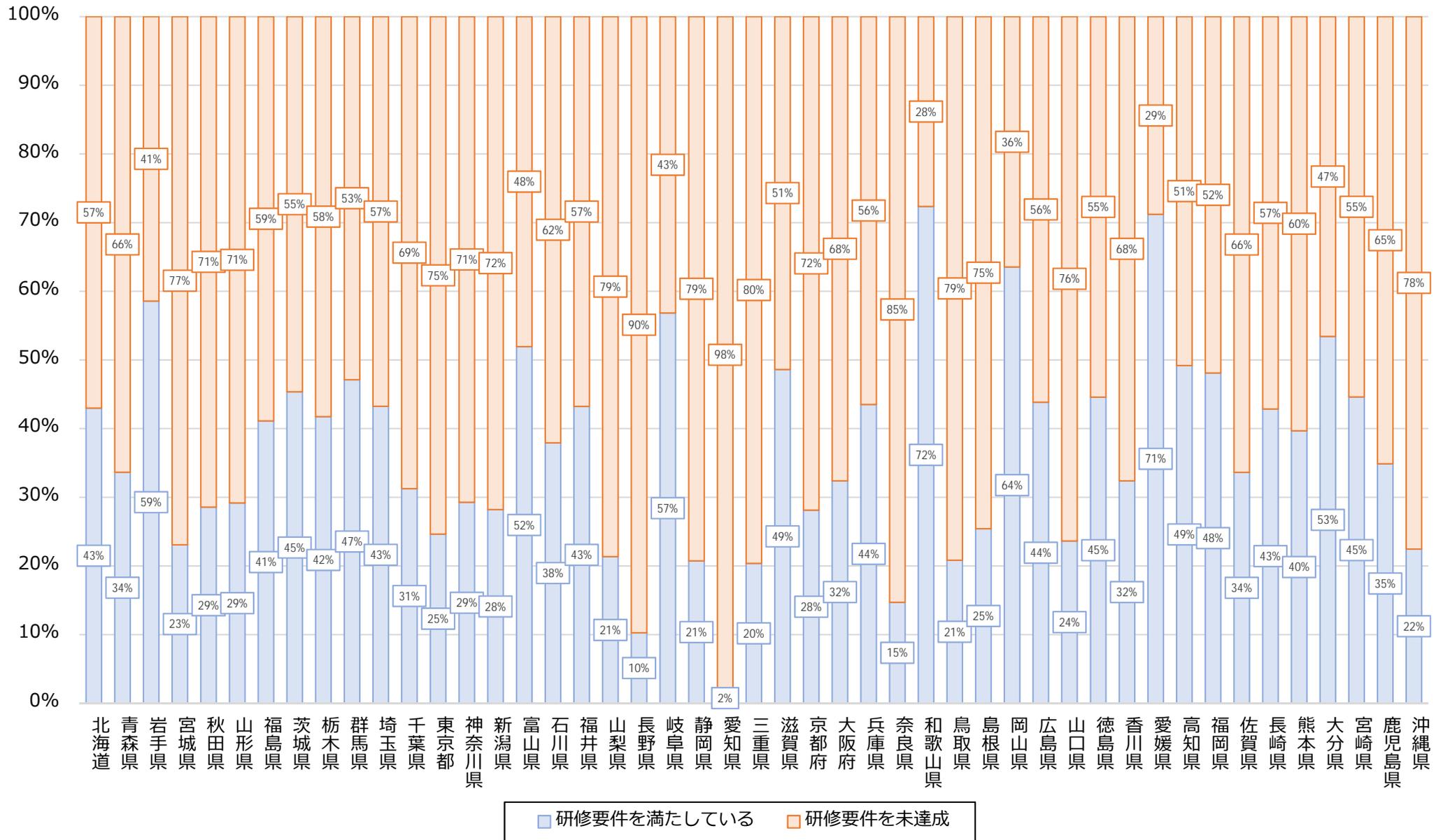
都道府県別の値については、回答数が少ないため参考として示す数値であることに留意が必要。

イ. 幼稚園 (n = 427人)



都道府県別の値については、回答数が少ないため参考として示す数値であることに留意が必要。
 回答のあった施設が3未満の都道府県については省略している

ウ. 認定こども園 (n = 4,655人)



都道府県別の値については、回答数が少ないため参考として示す数値であることに留意が必要。

事務連絡
令和元年11月11日各都道府県・指定都市・中核市
子ども子育て支援新制度担当部局
各都道府県
公立・私立幼稚園所管部局 御中内閣府子ども・子育て本部参事官付
文部科学省初等中等教育局幼児教育課施設型給付費等に係る処遇改善等加算 に係る研修（幼稚園・認定こども園）
の実施主体の認定等に係る申請書類の統一様式について

平素より、子ども・子育て支援施策の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

施設型給付費等に係る処遇改善等加算（以下「加算」という。）に係る研修要件については、令和元年6月24日付通知「施設型給付費等に係る処遇改善等加算に係る研修受講要件について」により内閣府・文部科学省・厚生労働省の連名にて通知したところです。同通知においては、幼稚園・認定こども園については、同加算の認定を行う都道府県・指定都市・中核市（以下「加算認定自治体」という。）において適当と認める幼稚園・認定こども園関係団体等が実施主体となる研修や、園内研修のうち一定の要件を満たすものとして加算認定自治体が認める研修等について、研修に係る要件の必須化後における加算に係る研修として認める旨お知らせしているところです。

各加算認定自治体における事務負担の軽減と、幼稚園・認定こども園関係団体等における円滑な研修実施団体としての申請を可能とする観点から、各種申請書類等の統一様式を下記に示しますので、御活用下さいますようお願いいたします。

記

1. 幼稚園・認定こども園関係団体等の認定に係る申請様式について（別紙様式1）

- (1) 各研修受講者が、受講する研修が、研修に係る要件の必須化後に加算に係る研修として認められるものか予見できることは重要であることから、各加算認定自治体においては、統一様式を用いてあらかじめ幼稚園・認定こども園関係団体等からの申請を受け付け、認定を行っていただきたいこと
- (2) 特段の事情がある場合に、各加算認定自治体において統一様式を修正・変更して用いることは問題ないが、その場合でも、申請様式は、統一様式をベースに、可能な限り簡素なものとなるよう検討いただきたいこと
- (3) 例えば、全国的に研修を実施している団体等が全ての加算認定自治体に対して同時に研修実施主体としての申請を行うことも考えられ、その際に提出が必要となる様式を全て入手・記入することは実態的に困難であると考えられる。そのため、全国的に研修を実施している団体から求めがあった場合は、内閣府・文部科学省から各加算認定自治体の担当窓口の部局名・住所

の情報を提供するとともに、本事務連絡に添付した様式をそのまま活用して申請可能である旨周知する予定であるため、仮に各加算認定自治体において統一様式を修正・変更して用いている場合であっても、統一様式による申請があった場合には、一度受理していただいた上で当該団体に対し追加的に必要な情報を求めるといった御対応をいただきたいこと

2. 園内研修に係る認定の申請様式について（別紙様式2）

- (1) 加算認定自治体における加算の認定にあたっては、加算の申請を行う施設から各職員の研修受講歴の一覧を提出させること等により、加算対象職員が本通知に定める研修を受講している事を確認することとなるが、当該一覧に園内研修が含まれる場合には、加算の申請書類に本様式を添付させることにより、当該園内研修が加算に係る研修として適切かどうか判断いただきたいこと
- (2) 特段の事情がある場合に、各加算認定自治体において統一様式を修正・変更して用いることは問題ないが、その場合でも、申請様式は、統一様式をベースに、可能な限り簡素なものとなるよう検討いただきたいこと

【添付資料】

- ・ 処遇改善加算に係る研修の実施主体認定申請書（幼稚園・認定こども園）（統一様式）
- ・ 園内研修の実施に係る申請添付様式（統一様式）

【担 当】

内閣府子ども子育て本部 参事官付

給付担当

T E L 03-5253-2111（内線）38351

直 通 03-6257-3096

F A X 03-3581-2521

E-mail kodomo-kyufu@cao.go.jp

認定こども園担当

T E L 03-5253-2111（内線）38446

直 通 03-6257-3095

F A X 03-3581-2521

E-mail kodomokosodate1kai@cao.go.jp

文部科学省初等中等教育局 幼児教育課

T E L 03-5253-4111（内線）2374

直 通 03-6734-2374

F A X 03-6734-3736

E-mail youji-jinzai@mext.go.jp

(別紙様式1)

年 月 日

(加算認定自治体) 殿

申請団体の名称 _____

事務所所在地 _____

代表者氏名 _____

処遇改善等加算 に係る研修の実施主体認定申請書
(幼稚園・認定こども園)

「施設型給付費等に係る処遇改善等加算 に係る研修受講要件について」(令和元年6月24日内閣府・文部科学省・厚生労働省担当課長連名通知)に基づく研修の実施主体としての認定を受けたいので、関係書類を添えて下記の通り申請します。

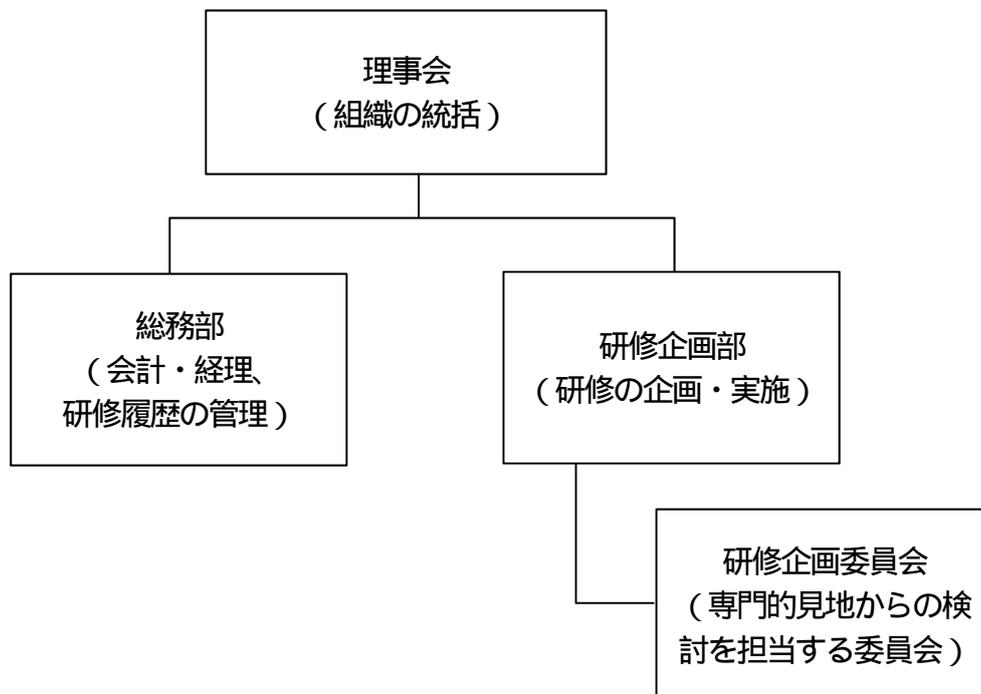
(添付書類)

1. 研修組織・実績
2. 研修体系・研修の主な内容
3. 研修修了の証明方法・研修受講歴の情報管理の方法

(注)

- 1 「研修組織・実績」は、研修を実施するための組織体制図を添付するとともに、これまでの研修実施実績について簡潔に記載すること。
- 2 「研修体系・研修の主な内容」は、1年間に開催する標準的な研修の項目と主な内容を体系的に整理して記載すること。
- 3 「研修修了の証明方法・研修受講歴の情報管理の方法」は、研修を修了した際に研修の受講者に対して発行する研修修了の証明方法と具体的なサンプルを示すとともに、団体内において研修の受講歴がどのように管理されているか簡潔に記載すること。

1 . 研修組織



2 . 研修実績

に所属する幼稚園教諭等を対象とした研修を平成 年から実施しており、年間約 件の研修を開講するとともに、年間延べ約 人程度が受講している。

(研修実績一覧)

| 研修名 | 日時・場所 | 研修の内容 | 主な講師 | 参加者数 (実績) |
|-----|-------|-------|------|--------------|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

3 . 研修体系・研修の主な内容

分野1

| 研修名 | 主な研修目的・内容 |
|-----|-----------|
| | |
| | |
| | |

分野2

| 研修名 | 主な研修目的・内容 |
|-----|-----------|
| | |
| | |
| | |

分野3

| 研修名 | 主な研修目的・内容 |
|-----|-----------|
| | |
| | |
| | |

分野4

| 研修名 | 主な研修目的・内容 |
|-----|-----------|
| | |
| | |
| | |

分野5

| 研修名 | 主な研修目的・内容 |
|-----|-----------|
| | |
| | |
| | |

4 . 研修修了の証明方法

当団体では、研修修了者に対して以下のような証明書を交付している。

| | |
|----------------------------------|--|
| 研修修了証 | |
| 受講者氏名： | |
| 生年月日： | |
| あなたは、当団体主催の下記研修を受講し、修了したことを証明する。 | |
| 研修実施日 | ： 年 月 日 時～ 時 |
| 研修名 | ： 研修 |
| 研修の目的・内容： | ワークショップ形式の研修により、 について、近年の知見を踏まえた専門性を身につけさせる。 |
| | 年 月 日 |
| | 団体名 _____ |
| | 代表者氏名 _____ |

5 . 研修受講歴の情報管理の方法

当団体では、研修会の参加者名簿を作成し、事務所内に保管するとともに、Excel ファイルにて同様の内容を保存し、随時参照できるようにしている。

園内研修実施状況

園の名称： 園

園の所在地：

園長の氏名： 印

当園において、以下の概要の通り処遇改善等加算 に係る研修を実施しました。

記

研修の名称 : 研修
研修実施日 : 年 月 日
研修実施時間 : 時~ 時(休憩等を除く実研修時間: 時間)

研修の目的・内容：

| |
|--|
| |
|--|

必要に応じ、研修に使用したテキスト・レジュメ等を添付する。

研修講師氏名・肩書： 氏 (大学准教授)

研修講師の実績と選定理由：

| |
|--|
| 注：特に、研修講師が大学等に所属する者でない場合、研修内容に関して十分な知識及び経験を有すると認められる理由を具体的に記載する。 |
|--|

研修修了者一覧：

| 受講者氏名 | 役職 |
|-------|------|
| | 主幹教諭 |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

| 受講者氏名 | 役職 |
|-------|----|
| | 教諭 |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

以上

平成 31 年 4 月 15 日

各 都道府県 保育士等キャリアアップ研修事業主管課 御中

厚生労働省子ども家庭局保育課

保育士等キャリアアップ研修の e ラーニング等による実施方法について

保育施策の推進につきましては、日頃より格別のご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、「保育士等キャリアアップ研修の実施について」(平成 29 年 4 月 1 日付け雇児保 0401 第 1 号)に基づき実施されている保育士等キャリアアップ研修(以下「キャリアアップ研修」という。)につきましては、十分な研修機会を提供できるよう、キャリアアップ研修を e ラーニング等で実施する場合の実施方法等について、調査研究を実施し、今般、議論をとりまとめました。

キャリアアップ研修を e ラーニング等で実施する際は、当該報告書を参考にさせていただきますよう、お願いします。

なお、キャリアアップ研修の実施方法については、これにより、e ラーニング等で実施することを必須化するものではありませんので、引き続き、地域の実情に合わせた方法で実施してください。

また、調査研究業務の中で、試行的に作成した「マネジメント」分野及び「保育実践」分野に関する研修映像及びガイドブックも、後日、追って送付させていただきますので、参考としてください。

引き続き、キャリアアップ研修の普及について、ご尽力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

- ・ 議論のとりまとめ(概要)
- ・ 「調査研究協力者会議における議論のとりまとめ」
- ・ 「不正防止対策検討会における議論のとりまとめ」

厚生労働省子ども家庭局保育課
保育士対策係
Tel:03-5253-1111(内線 4958)
Fax:03-3595-2674

調査研究協力者会議における議論のとりまとめ（概要）

本調査研究協力者会議では、現状の保育士等キャリアアップ研修（以下「キャリアアップ研修」という。）の実態や、他分野も含めたeラーニングでの研修事例等を踏まえつつ、キャリアアップ研修をeラーニングで実施する場合における実施方法について議論を行い、以下のとおり、これまでの議論をとりまとめた。

検討の背景

【キャリアアップ研修の現状と課題】

- キャリアアップ研修を実施する中で、以下のとおり、実施主体と保育現場より意見が挙がっている。

実施主体

- ・ 会場や講師の確保が困難
- ・ 遅刻者や欠席者のフォローが困難
- ・ 天候や災害による研修中止に伴う追加研修実施等への対応が困難

など

保育現場

- ・ 研修分野のばらつき
- ・ 業務多忙により参加困難
- ・ 地理的要因により参加困難
- ・ 参加申込が多く参加できない
- ・ 代替職員の確保が困難

など

⇒ 十分な**研修機会を提供**できるような方法の検討が必要

【eラーニングについて】

- インターネットやDVDの視聴などにより学習する方法であるeラーニングについては、一般的に以下の特性があると考えられる。
 - ・ 個人視聴や集団視聴など、様々な学習形態へ対応可能
 - ・ 場所や時間を選ばず、多くの受講者が利用可能
 - ・ 実技的な内容を映像に組み込むことが可能
 - ・ 他の実践的な内容が必要な分野において、集合型の研修との組み合わせによって、効果的な実施が可能
 - ・ コンテンツ作成費用や配信費用など費用負担が生じるが、受講者の管理を行うことが可能

キャリアアップ研修をeラーニングで実施することが、研修機会の提供の一助になると考えられるため、その具体的な実施方法について検討を行った。

<調査研究協力者会議の構成員> ※五十音順、敬称略 ○:座長

| | |
|---------|---|
| 今井 豊彦 | 日本保育協会研修部 次長 |
| 菊地 秀一 | 公益社団法人全国私立保育園連盟 副会長、三和新琴似保育園 園長 |
| 越田 有沙 | 株式会社プロシーズ保育事業部 事業部長 |
| 小島 伸也 | 社会福祉法人全国社会福祉協議会全国保育協議会 副会長、認定こども園はりはら保育園 園長 |
| 坂田 哲人 | 帝京大学 講師 |
| 高橋 貴志 | 一般社団法人全国保育士養成協議会 保育士養成研究所 副所長、白百合女子大学 教授 |
| ○ 那須 信樹 | 中村学園大学 教授 |
| 増本 一浩 | 香川県健康福祉部子ども政策推進局子ども家庭課 課長 |
| 三富 尚孝 | 釧路市こども保健部 次長 |

キャリアアップ研修へeラーニングを導入する場合の検討

基本的な考え方

キャリアアップ研修について

- 研修の受講対象者とねらい
初任後から中堅までの職員を対象とし、多様な課題への対応や若手の指導等を行う現場のリーダー的職員の育成に関する研修である
- 研修の実施方法
講義形式のほか、演習やグループ討議等を組み合わせることにより、より円滑、かつ主体的に受講者が知識や技能を修得できるよう、工夫することが望ましい。

キャリアアップ研修にeラーニングを導入するにあたっての留意事項

- 集合型の研修と同等の質を担保することが必要であり、その上で、より効果を高める工夫を行うことが望ましい。
- 現状のキャリアアップ研修は、15時間以上という研修時間における講義・演習などの時間配分や実施方法について、地域によって異なるなど、多様性がある。
- 研修修了の評価は、一人で講義や演習（個人ワーク）を受講することがあるため、15時間の研修受講履歴と受講中に作成した個人ワークの成果物やレポートなどを実施主体に提出し、確認を受けることで、受講確認の担保とすることが必要であると考えられる。
- 研修分野ごとに特性が異なるため、それらに配慮してeラーニングによる実施方法を検討することが必要であると考えられる。

キャリアアップ研修の研修分野ごとの特性

- 「食育・アレルギー対応」や「保健衛生・安全対策」の研修分野では、最新の知識の修得が必要とされるため、映像の更新を適宜行う必要があるが、上記以外の分野では、目安として保育所保育指針の改定が生じた場合などが考えられる。
- 「保育実践」の研修分野では、保育現場の映像と研修内容をリンクさせることで、保育現場における実習経験の少ない者（保育士試験合格者等）や潜在保育士等にもイメージしやすいと考えられる。

上記を踏まえて、キャリアアップ研修にeラーニングを導入する場合の、具体的な実施方法について、検討を行った。

具体的な実施方法

1. 講義をeラーニング、演習を集合して実施

- キャリアアップ研修は、保育現場における実践的な能力を身につけることをねらいとしているため、eラーニングを導入する場合でも、グループ討議等の演習を、集合型研修と同様に、集合して実施することが望ましいと考えられる。

(1) オンラインで実施

- **個人で実施する場合、自宅などでパソコン・スマートフォンを使用して映像を視聴し、学習**

- ・受講環境が整えば、時間と場所を選ばず実施が可能
- ・研修用のネット環境、システム構築の際には、受講状況の確認に対応したシステムとすることが望ましい

- **複数人で集合して実施する場合、会議室などでスクリーンに投影して映像を視聴し、学習**

- ・集合する場所と時間を調整する必要がある
- ・受講確認を集合した際に実施することが可能

(2) オフラインで実施

- **個人で実施する場合、DVD教材を自宅などで視聴し、学習**

- ・受講環境が整えば、時間と場所を選ばず実施が可能
- ・視聴、学習後にレポートの提出を義務化するなどの対応が必要

- **複数人で集合して実施する場合、会議室などでスクリーンに投影して、映像を視聴し、学習**

- ・集合する場所と時間の調整が必要
- ・受講確認を集合した際に実施することが可能

(演習の実施)

研修講師は講義（eラーニング）の内容を踏まえて実施することが効果を高める上で望ましい。

- 講義のみeラーニングを導入するだけでも、受講機会の確保や提供、保育現場や保育士等の負担軽減につながると考えられる。
- 講義で生じた疑問点を解消できるよう、解説の丁寧な教材作りや、演習を実施する際に、講義を十分理解した研修講師によって解説をすることなどの体制整備が必要。

2. 演習もeラーニングで実施

- 島しょ部やへき地に在住・勤務しているなどにより、演習のみであっても集合して研修を行うことが困難な場合には、下記のような方法で演習にeラーニングを導入することが考えられる。

(1) 演習（個人ワーク）を実施

- **映像の合間に問題などを挿入**

- ・問題などの作成に費用がかかるが、モチベーション維持や習熟度の向上が可能
- ・演習（個人ワーク）のねらいや考察のポイントを具体的に示すことで、理解を深めることが望ましい
- ・オンラインで実施する場合、日程調整のもと、講師の指導をその場で受けることが可能
- ・オフラインで実施する場合、個人ワークの成果物を提出させるだけでなく、実施状況の確認や質の担保のため、個人ワークの量を調整することや、映像自体に含めて実施することが考えられる

(2) 演習（グループ討議等）を実施

- **オンラインで複数人が互いの表情や発言を同時に視聴できる状態で会議に参加する方法を用いて、グループ討議等を実施**

- ・場所を選ばずグループ討議等を行うことが可能
- ・参加人数などに技術的な制約はあるが、集合型の演習に近い状況で実施が可能
- ・システムの構築に費用がかかる
- ・受講者の実施方法への慣れが必要

- **オフラインの映像視聴により、近隣の保育所等に集合し、グループ討議等を実施**

- ・映像の中で講師が出題した課題について、グループ討議等を実施するような場合、実施する意義や効果を明確にするため、討議の解説を密に行うことでねらいを明示することや、実施後の問い合わせに対応する体制整備が必要
- ・グループ討議を取り仕切り、アドバイスができる保育現場の経験者を呼んで実施することが考えられる

- 講義と演習のどちらもeラーニングで実施することで、システム構築等に費用はかかるが、受講機会の確保や提供、保育現場や保育士等の負担軽減につながると考えられる。
- 演習の効果を高めるため、個人ワークとグループ討議等を組み合わせて実施することが望ましい。

不正防止対策検討会の議論のとりまとめ

調査研究協力者会議では、キャリアアップ研修をeラーニングで実施する場合における実施方法について議論を行ったが、eラーニングによる研修の実施に当たっては、集合型の研修とは実施方法が異なるため、eラーニングに関する技術的な視点から検討を行うため、知見のある構成員にご参集いただき、eラーニングによる研修受講に関する不正行為及びその防止対策について検討を行った。

不正防止対策の検討の前提

【実施方法の整理】

- 映像の視聴等の方法
 - ・ オンライン：インターネット等の利用による視聴等であり、ライブ形式（リアルタイムで決められた時間に実施）やオンデマンド（任意の時間で実施）形式などの方法により受講
 - ・ オフライン：DVD等の配布を受け、受講
- 講義と演習、実施する際の人数（一人か複数認可）
 - ・ 講義と演習は、技術的な観点では、オンライン・オフラインの整理に含まれるため、同じ整理で議論を行った。
 - ・ 一人か複数人か、という整理については、第三者の目という点から、不正防止のあり方が異なると考えられるため、それぞれの観点で整理を行った。

不正行為の検討

eラーニングの特徴である、「時間や場所を選ばない」などを考慮した場合、主に以下の2点の不正行為が検討された。

- (1) 「なりすまし行為」

受講者本人であることの確認を、直接対面によって行うことができないため、受講者以外の第三者が代わりに受講する可能性がある。
- (2) 「早回し等」

映像の「早回し」や「読み飛ばし」、「流し見」「ながら見」など、学習していると認められない状況が生じる可能性がある。

不正防止対策

| 視聴形態 | 主な不正行為 | 受講形態 | 主な不正防止対策 | 概要 | 効果 | 導入のコスト |
|------------------|--------|------------|---|--|-----|--------|
| オンライン | なりすまし | 一人で受講 | 指紋認証・生体認証 | 身体的（指紋、顔、静脈等）特徴を用いて個人を認証する方法。取得した生体情報は個人情報として取り扱いに留意する必要がある。 | 高 | 高 |
| | | | Webカメラによる顔認証 | Webカメラを用いてeラーニング受講者の顔画像を取得して本人認証を行う。取得した画像は個人情報として取り扱いに留意する必要がある。 | 中 | 中～高 |
| | | | ICカードの発行、デバイス認証 | ICカードなど、その物自体が認証に使われる。第三者に渡ってしまった場合には、本人が受講している確認が取れなくなるおそれがある。 | 中 | 中 |
| | | | ワンタイムパスワードの発行 | 一般的に普及している方法。IDとパスワードを発行する。IDとパスワードが共有されてしまった場合には、本人以外の利用が可能になり、本人が受講している確認が取れなくなるおそれがある。 | 中 | 中 |
| | | | ID・パスワードの発行 | | 低 | 低 |
| | 複数人で受講 | 対面による受講者管理 | 実施者もしくは講師が対面により本人確認を行う。 | 中 | 中 | |
| | 早回し等 | 一人で受講 | LMS（Learning Management System）の導入による映像視聴ログの管理、動画早送り禁止機能等 | LMSの導入により、受講から管理まで一体的に行う。「映像視聴ログの管理」機能では、映像のスキップを検知し、受講者が読み飛ばしたことを把握することができる。また、動画を早送りして進めることも制限することが可能。 | 中 | 中 |
| Webカメラによる定期的な顔認証 | | | Webカメラで定期的に写真を撮影することで、受講態度を確認する。 | 高 | 中～高 | |
| オフライン | なりすまし | 一人で受講 | DVD等の貸し出し管理 | DVD等の貸し出し管理によって本人に映像コンテンツが渡るようにする。 | 低 | 低 |
| | | 複数人で受講 | 対面による受講者管理 | 実施者もしくは講師が対面により本人確認を行う。 | 中 | 中 |
| | 早回し等 | 一人で受講 | レポートや個人ワークの課題の提出 | 映像全体を視聴したことを担保するために、レポートを提出させ受講内容を理解したことを把握する。 | 低～中 | 低～中 |
| | | 複数人で受講 | | | 低～中 | 低～中 |

＜不正防止対策検討会の構成員＞ ※五十音順、敬称略

越田 有沙 株式会社プロシーズ保育事業部 事業部長
 坂田 哲人 帝京大学 講師
 館 秀典 東京福祉大学・大学院 保育児童学部 保育児童学科 専任講師

調査研究協力者会議における議論のとりまとめ

平成 31 年 1 月 9 日

保育士等キャリアアップ研修を e ラーニングで
実施する方法等に関する調査研究協力者会議

目次

| | |
|-------------------------------|----|
| 1. はじめに | 3 |
| 2. 検討の背景 | 3 |
| (1) キャリアアップ研修の現状と課題 | 3 |
| (2) eラーニングについて | 4 |
| 3. キャリアアップ研修へeラーニングを導入した場合の検討 | 5 |
| (1) 基本的な考え方 | 5 |
| (i) キャリアアップ研修について | 5 |
| (ii) 本とりまとめにおける用語について | 5 |
| (iii) eラーニングを導入するにあたっての留意点 | 5 |
| (2) 実施方法について | 7 |
| (i) 想定される受講形態の整理 | 7 |
| (ii) 研修分野ごとの特性 | 9 |
| (iii) 具体的な実施方法 | 10 |
| 4. おわりに | 12 |
| 参考. 調査研究協力者会議構成員名簿、検討経過 | 13 |

1. はじめに

- 保育現場におけるリーダー的職員の育成に関する研修について、平成29年4月から、都道府県等が実施主体となり、保育士等キャリアアップ研修（以下「キャリアアップ研修」という。）が実施されている。
- 研修開始以後、1年以上経過した現在、研修を提供する各都道府県等において、できる限り多くの保育士等が研修を受講できるよう取り組んでいる。
- その一方、島しょ地域やへき地の保育所等へ勤務しているため、都市部で集合して実施する研修（以下「集合型の研修」という。）への参加が難しいといった意見など、保育所並びに保育士等の様々な実状に応じた研修機会の確保が課題となっている。
- こうした状況を踏まえ、より多くの受講対象者に研修機会を提供するため、キャリアアップ研修にeラーニングを導入した場合について議論を行った。

2. 検討の背景

(1) キャリアアップ研修の現状と課題

- 平成29年4月1日に発出されたキャリアアップ研修ガイドラインに基づき、都道府県又は都道府県知事の指定した研修実施機関を実施主体として、地域の実状に応じて、様々な実施方法で行われている。
- 平成30年度より、全都道府県でキャリアアップ研修が実施されているが、地域や保育現場の状況等によって様々な課題も生じている。実施主体や保育現場からは、以下のような意見が出てきている。

【実施主体】

- ・ 実施場所や講師の確保が困難である
- ・ 遅刻や欠席者のフォローができない
- ・ 研修の開催が天候や災害に左右される

など

【保育現場】

- ・ 実施主体ごとに、実施する研修分野にばらつきがある
- ・ 業務多忙により参加できない
- ・ 地理的な要因により参加できない（又は交通費の負担が大きい）
- ・ 定員に対して受講希望者が多く、研修に参加できない
- ・ 研修参加者の代替職員の確保が困難である

など

- 保育現場においては、職務内容に応じた専門性の向上を図るための研修機会の充実が特に重要な課題とされており、上記意見を踏まえると、キャリアアップ研修についても、十分な研修機会を提供できるような方法の検討が必要である。

(2) eラーニングについて

- 一般的に普及しているeラーニングとは、インターネットを通じて教材を自由受講するもの、またはインターネットによって定時配信された教材を受講するもので、受講者が自由に閲覧することを想定した学習方法である。また、集合型で行われる一般の研修を、eラーニングを用いて実施することも行われるなど、様々な学習形態への対応が可能な学習方法である。
- 上記の方法以外にも、DVD やテレビ放送等による映像視聴なども、eラーニングとして実施されている場合もある。
- 学習に際しては、パソコン、スマートフォンやタブレットなど、いずれの端末でも利用できるように設計されており、集合型でeラーニングを実施する場合を除けば、場所や時間を選ばず多くの受講者が利用可能というのがeラーニングの特性であると考えられる。
- 実施にあたっては、受講者の理解度の確認や、集中力維持、読み飛ばしの防止として、映像の合間に試験や課題を課すといった工夫も行われている。このような工夫は、主に、Learning Management System(学習管理システム。以下「LMS」という。)を用いて、映像配信等とまとめて実施している場合が多い。
- eラーニングを実施する場合の費用としては、コンテンツ作成費用以外にも、配信費用やLMS利用費用も負担することとなる。また、eラーニングにより研修を行う場合において、不正防止が重要となるが、不正防止の度合いに応じて更なる費用負担が生じることが特徴である。
- eラーニングは、知識の修得以外にも、映像コンテンツの充実などにより、実技的な内容も組み込むことができる。また、最近では、eラーニングにより事前に知識を習得し、集合して実施する研修の場で実践・復習をするという実施方法が、実践的な内容が必要な分野の研修においても、効果的な実施方法として取り入れられている。

以上により、キャリアアップ研修をeラーニングで実施する事は研修機会を提供する一助になると考えられるため、eラーニングで実施するにあたっての具体的な方法について、次のとおり検討を行った。

3. キャリアアップ研修へeラーニングを導入した場合の検討

(1) 基本的な考え方

- キャリアアップ研修をeラーニングで実施する場合に基本となる考え方について、以下のとおり整理した。

(i) キャリアアップ研修について

- 研修の受講対象者とねらい

キャリアアップ研修は、初任後から中堅までの職員を対象とし、多様な課題への対応や若手の指導等を行う現場のリーダー的職員の育成に関する研修である点に留意して検討を行った。

- キャリアアップ研修の実施方法

「講義形式のほか、演習やグループ討議等を組み合わせることにより、より円滑、かつ主体的に受講者が知識や技能を修得できるよう、工夫することが望ましい。」とキャリアアップ研修ガイドラインに規定されていることから、eラーニングでの実施を検討する場合も、講義のほか、演習やグループ討議等を組み合わせることとして検討を行った。

(ii) 本とりまとめにおける用語について

- 本協力者会議で議論を行うに当たり、認識の統一がはかれるよう、用語について、以下のとおり定義した。併せて、本とりまとめにおいても、同様の定義とする。

| 用語 | 説明 |
|--------|---|
| eラーニング | インターネットを介した映像視聴だけでなく、DVDやテレビ放送等による映像視聴など、映像を介して学習するものを指す。 |
| 講義 | 講師の授業などを受け、知識の修得を行うことを指す。 |
| 演習 | ワークショップやグループ討議等の複数人で実施するものだけでなく、一人で課題に取り組む演習（個人ワーク）なども含む。 |

(iii) eラーニングを導入するにあたっての留意点

- 集合型の研修と同等の質を担保することが必要であり、その上で、より効果を高める工夫を行うことが望ましい。
- 現状のキャリアアップ研修は、15時間以上という研修時間における講義・演習などの時間配分や実施方法について、地域によって異なるなど、多様性がある。

- 研修修了の評価に関しては、キャリアアップ研修ガイドラインの規定に基づき、現在実施されている研修においても、15 時間以上の研修受講とレポートの評価をもって修了認定がなされている。eラーニングを実施する場合、一人で講義や演習（個人ワーク）を受講することがあるという特性上、15 時間以上の研修受講履歴と受講中に作成した個人ワークの成果物やレポートなどを第三者となる実施主体に提出し、確認を受けることにより、受講確認の担保とすることが必要であると考えられる。

- キャリアアップ研修は、専門分野別研修 6 分野、マネジメント研修及び保育実践研修に分かれており、知識の修得に重きを置くものや、より実践力を身につける必要があるものなど、特性が異なる。eラーニングにより研修を実施する場合には、これらの特性に配慮することが必要であると考えられる。

(2) 実施方法について

(i) 想定される受講形態の整理

- 実施主体によって研修の実施方法が多様であることに鑑み、議論を整理しやすくするため、映像視聴の方法を、相互にやりとりのできるオンラインと映像を視聴するのみのオフラインで区別し、講義及び演習を、受講する際の人数（一人で受講と複数人で受講）による区別に分け、それぞれメリット・デメリットや留意事項を以下のとおり整理した。

【映像視聴の方法：オンライン・オフライン】

| LMS などのオンラインによる実施 | DVD の配布などオフラインによる実施 |
|--|---|
| <p>(メリット)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 受講確認のシステムを構築することで、実施主体の業務負担を軽減することが出来る。 ○ システムの構築方法によっては、受講者と講師で双方向の研修を行うことが可能。 <p>(デメリット)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ LMS や動画配信システムなどの受講環境の整備（業者からのリースやシステム構築など）に費用を要する。 ○ 受講状況の確認のためのシステム構築や、セキュリティ・不正防止対策の質に比例して費用がかかる。 ○ インターネットの接続環境が必要とされる。 | <p>(メリット)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ オンラインと比較すると、システム構築費などがかからない。 ○ インターネットの接続環境を必要としない。 <p>(デメリット)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 映像の早送りや読み飛ばしといった不正が生じうる。 ○ 受講状況の確認は、レポートの提出などの確認方法となる。 ○ 研修講師がその場にいらないことが想定されるため、研修の中で生じた疑義を解決することが課題になる。 |
| <p>【共通の留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 映像を作成する際、映像に出演いただいた方の個人情報の取扱いには十分に注意する必要がある。また、書籍・資料から引用・転載する場合や、直接的な楽曲使用以外にも、映像の流れの中で楽曲や楽譜が出てきてしまう場合などにおける、著作権に関する取り扱いにも十分に注意する必要がある。 ○ 保育現場の多様性に考慮し、研修映像として撮影した園を推奨するものではないことを注意として示すことが考えられる。 ○ 映像を作成する場合、視覚や聴覚等に障害をもつ受講者や高齢の受講者等に配慮することが必要であると考えられる。 | |

【講義と演習（受講する際の人数による別）】

| 1. 講義を複数人で受講。演習も複数人で受講。 | 2. 講義を一人で受講。演習を複数人で受講。 |
|---|--|
| <p>(メリット)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 通常の集合型の研修と比較すると、研修講師との日程調整が不要のため、研修開催日時をやや柔軟に設定することが可能。 ○ 受講状況の確認が容易である。 ○ 複数人で受講することにより、集中力・モチベーションを維持することが出来る。また、受講生同士での情報交換を行うことが出来る。 <p>(デメリット)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 他の実施方法と比較すると、時間の制約を受けやすい。 | <p>(メリット)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 講義は受講環境が整えば、場所や時間を選ばずに受講できる。 ○ 演習を複数人で受講するため、受講状況の確認が比較的容易である。 ○ 演習を複数人で受講することにより、集中力・モチベーションを維持することが出来る。また、受講生同士での情報交換を行うことが出来る。 <p>(デメリット)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 演習を複数人で受講するため、時間や場所の制約を受ける。 ○ 講義について、他者の目やチェックが入りにくいため、読み飛ばし、映像の早送りといった不正を行うことや、受講者の集中力低下が起りうるため、受講確認のための仕組みの構築（※）も併せて行うことが望ましい。 |
| 3. 講義を複数人で受講。演習（個人ワーク）を一人で受講。 | 4. 講義及び演習（個人ワーク）を一人で受講。 |
| <p>(メリット)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 個人ワークは視聴環境及び受講環境が整えば、場所や時間を選ばずに受講できる。 ○ 講義を複数人で受講するため、受講状況の確認が比較的容易である。 ○ 講義を複数人で受講することにより、集中力・モチベーションを維持することが出来る。また、受講生同士での情報交換を行うことが出来る。 <p>(デメリット)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 講義を複数人で受講するため、時間や場所の制約を受ける。 ○ 個人ワークに関しては、他者の目やチェックが入りにくいため、読み飛ばし、映像の早送りといった不正を行うことや、受講者の集中力低下が起りうるため、受講確認のための仕組みの構築（※）も併せて行うことが望ましい。 | <p>(メリット)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 受講環境が整えば、場所や時間を選ばずに受講できる。 <p>(デメリット)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 研修全体を通して一人で受講することとなり、グループワークやグループ討議等を行う機会がないため、研修の効果を上げるための工夫が必要となる。 ○ 研修全体を通して、他者の目やチェックが入りにくいため、読み飛ばし、映像の早送りといった不正を行うことや、受講者の集中力低下が起りうるため、受講確認のための仕組みの構築（※）も併せて行うことが望ましい。 |

(※) 受講確認のためのレポートの提出、映像の合間に問題を出题するなどのチェックポイントの導入、視聴ログの確認や受講管理システムの構築 など

(ii) 研修分野ごとの特性

(i) においては、研修自体に共通する内容を整理したが、当項目においては、研修分野の特性に応じて、eラーニング化した場合の検討を行った。

- 「食育・アレルギー対応」や「保健衛生・安全対策」の研修分野では、最新の知識の修得が必要とされる分野であるため、eラーニング教材を作成する場合は、映像の更新を適宜行う必要があると考えられる。そのため、必要な更新箇所を見越した映像構成にすることが必要であると考えられる。
- また、上記の分野以外においても、研修映像の更新は必要に応じて行うこととなるが、目安として、保育所保育指針の改定が生じた場合などに行うことなどが考えられる。
- 「保育実践」の研修分野では、保育現場の映像と研修内容をリンクさせることで、保育現場における実習経験の少ない者（保育士試験合格者等）や潜在保育士等にもイメージしやすいと考えられる。

(iii) 具体的な実施方法

(i)、(ii)での議論を踏まえて、キャリアアップ研修にeラーニングを導入する場合の具体的な実施方法について、検討を行った。

【1. 講義をeラーニングで実施し、演習を集合型で実施】

- キャリアアップ研修は、保育現場における実践的な能力を身に付けることをねらいとしているため、キャリアアップ研修にeラーニングを導入する場合であっても、グループ討議等の演習は、集合型の研修と同様に、集合して（研修講師の指導や、他の受講者と対面で）実施することが望ましいと考えられる。

| 講義をオンラインで実施 | 講義をオフラインで実施 |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 個人で実施する場合、<u>自宅などでパソコン・スマートフォンを使用して映像を視聴し、学習</u>することが想定される。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 受講環境が整えば、時間と場所を選ばず実施が可能 ・ 個人で実施するため、システム構築の際には、受講状況の確認に対応したシステムとすることが望ましい。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 個人で実施する場合、<u>DVD教材を自宅などで視聴し、学習</u>することが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 視聴環境が整えば、時間と場所を選ばず実施が可能 ・ オンラインと異なり、受講確認をシステム化することが難しいため、視聴・学習後にレポートの提出を義務化するなどの対応が必要であると考えられる。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 複数人で集合して実施する場合、<u>会議室などでスクリーンに投影して、映像を視聴し、学習</u>することが想定される。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 集合する時間と場所を調整する必要がある。 ・ 受講確認は、集合した際に実施することが可能 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 複数人で集合して実施する場合、オンラインと同様、<u>会議室などでスクリーンに投影して、映像を視聴し、学習</u>することが想定される。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 集合する時間と場所を調整する必要がある。 ・ 受講確認は、集合した際に実施することが可能 |

- 演習の実施に際しては、集合型の研修と同様、受講者が集合してグループ討議等を実施することとなるが、その際、研修講師は、eラーニングで受講者が学習してきた内容を踏まえて演習を実施することが、研修の効果を高める上で望ましいと考えられる。

※講義をeラーニング化した場合の効果・及び留意点など

- 講義のみeラーニング化するだけでも、受講機会の確保や提供、保育現場や保育士等の負担軽減につながると考えられる。
- 講義で生じた疑問をその場で解決できず、研修内容が消化不良になってしまうことが懸念されるため、解説の丁寧な教材作りに努めることや、集合して演習を実施する際に、講義内容を十分理解している研修講師によって解説を行うなどの体制整備が必要であると考えられる。

【2. 演習もeラーニングで実施】

- 島しょ部やへき地に在住・勤務しているなどにより、演習のみであっても集合して研修を実施するのが困難な状況にある受講者が存在することも想定される。そのため、演習をeラーニングで実施することも考慮する必要がある。

| 演習（個人ワーク）をeラーニング | 演習（グループ討議等）をeラーニング |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>映像の合間に問題などを挿入</u>し、受講者に実施してもらう。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 問題などの作成に費用負担が生じるが、挿入することにより、受講者のモチベーション維持や習熟度を高めることが可能。 ・ 個人ワークのねらいや考察のポイントを具体的に示すことで、理解を深めることが望ましい。 ・ オンラインで実施する場合、日程調整のもと、講師の指導をその場で受けることが可能。 ・ オフラインで実施する場合、個人ワークの最終的な成果物を提出させるだけでなく、個人ワークの実施状況の確認や研修の質を担保するため、個人ワークの必要量の調整や、個人ワーク自体を映像に含めて実施することなどが考えられる。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>オンラインで、複数人が互いの表情や発言を同時に視聴できる状態で会議に参加する方法を用いて、グループ討議等を行う。</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ LMSなど研修用のネット環境等が整えば、場所を選ばずグループ討議等を行うことが可能。 ・ 技術的な制約により、人数に制限があることが考えられるが、集合型の演習に近い状況で実施することが可能。 ・ システムの構築に費用がかかる。 ・ 受講者の実施方法への慣れが必要。 ○ <u>オフラインの映像視聴により、近隣の保育所等に集合し、グループ討議等を行う。</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ 映像の中で講師が出題した課題について、グループ討議等を実施するような場合、実施後に、意義や効果が見出せない状態が想定される。そのため、討議後の解説を綿密に行い、グループ討議等のねらいを明示することや、実施後の問合せに対応する体制を整備するなどが必要であると考えられる。 ・ グループ討議等を取り仕切り、アドバイスができるような保育現場の経験者を呼んで実施することも考えられる。 |

※ 演習をeラーニング化した場合の効果・及び留意点など

- システム構築などに費用負担がかかるものの、演習をeラーニング化することは、技術的には可能であると考えられる。講義と演習の両方をeラーニングで実施することで、受講機会の確保や提供、保育現場や保育士等の負担軽減につながると考えられる。
- 当項目では、演習を個人ワークとグループ討議等で整理したが、キャリアアップ研修のねらいや、演習の効果を高めることを考慮した場合、個人ワークのみで研修を完結させるのではなく、グループ討議等と組み合わせる実施することが望ましい。

4. おわりに

- 平成 29 年度から実施されているキャリアアップ研修について、研修機会の提供に資する実施方法として、e ラーニングによる研修の実施について検討し、その具体的な実施方法を取りまとめた。
- 厚生労働省においては、本とりまとめの趣旨や内容が実施主体等に十分に理解されるよう適切に周知を行うとともに、実際に研修を行う実施主体が本とりまとめを受けて、キャリアアップ研修を e ラーニングで実施する方法を検討・採用した場合には、その問題点や好事例などについて、引き続きフォローアップを行っていくことが必要である。
- キャリアアップ研修の実施主体においては、受講機会を提供する方法について様々な検討をし、実施されているところであるが、利便性や効率性のみを重視するのではなく、受講者にとって、より研修効果の高い方法で実施し、多くの保育士等の専門性向上の機会が提供されるよう配慮をお願いしたい。
- また、本調査研究協力者会議の中の指摘事項として、e ラーニングでキャリアアップ研修を実施することで、研修の質を落としてはならないという点が総意としてあげられた。
- 実施方法について調査をする中で、研修の受講前に行うこととして、研修内容に沿って自らの課題を認識して臨み、研修受講後においては、研修内容を自園で実践し、それについてレポートを課す、といった取組みが行われていた。
- これらは、研修を受けただけで完結せず、実際の保育現場に研修の内容が活かされるという「往還」的な効果が期待できると考えられる。このような取組みは、全ての研修に当てはまることであるが、キャリアアップ研修を e ラーニングによって行う場合においても実施できる取組みであるため、参考にされたい。

保育士等キャリアアップ研修をeラーニングで実施する方法等に関する
調査研究協力者会議 構成員名簿

- 今井 豊彦 日本保育協会研修部 次長
- 菊地 秀一 公益社団法人全国私立保育園連盟 副会長
三和新琴似保育園 園長
- 越田 有沙 株式会社プロシーズ保育事業部 事業部長
- 小島 伸也 社会福祉法人全国社会福祉協議会全国保育協議会 副会長
社会福祉法人わかば福祉会 理事長
- 坂田 哲人 帝京大学 講師
- 高橋 貴志 一般社団法人全国保育士養成協議会
保育士養成研究所 副所長
白百合女子大学 教授
- 那須 信樹 中村学園大学 教授
- 増本 一浩 香川県健康福祉部子ども政策推進局子ども家庭課長
- 三富 尚孝 釧路市こども保健部 次長

(五十音順、敬称略 ○：座長)

調査研究協力者会議における検討経過

平成 30 年 10 月 23 日（火）第 1 回調査研究協力者会議

- ・座長の選任
- ・調査研究事業の概要説明
- ・調査結果に関する意見交換

平成 30 年 11 月 12 日（月）第 2 回調査研究協力者会議

- ・報告書骨子（案）について
- ・検討にあたっての概念整理
- ・キャリアアップ研修の e ラーニング化に際して留意すべき事項（案）
- ・分野横断的な事項の検討
- ・事例発表
- ・上記についての意見交換

平成 30 年 12 月 4 日（火）第 3 回調査研究協力者会議

- ・これまでの議論のとりまとめ
- ・研修分野別の特性に応じた事項
- ・具体的な実施方法について
- ・上記についての意見交換

平成 31 年 1 月 9 日（水）第 4 回調査研究協力者会議

- ・調査研究協力者会議における議論のとりまとめ案について

不正防止対策検討会における議論のとりまとめ

平成 31 年 3 月 13 日

不正防止対策検討会

(保育士等キャリアアップ研究を e ラーニングで
実施する方法等に関する調査研究業務)

目次

| | |
|-------------------------|----|
| 1. はじめに | 3 |
| 2. 不正防止対策の検討の前提 | 3 |
| 3. 不正行為の検討 | 4 |
| 4. 不正行為の防止対策 | 5 |
| 5. 実施主体が実施するにあたり配慮すべき事項 | 9 |
| 6. おわりに | 10 |
| 参考. 不正防止対策検討会構成員名簿、検討経過 | 11 |

1. はじめに

- 保育現場におけるリーダー的職員の育成に関する研修について、平成29年4月から、都道府県等が実施主体となり、保育士等キャリアアップ研修（以下「キャリアアップ研修」という。）が実施されている。
- このキャリアアップ研修の研修機会の確保・提供に資するため、eラーニングによって実施する方法を検討することとし、平成30年10月から、「保育士等キャリアアップ研修をeラーニングで実施する方法等に関する調査研究協力者会議（以下「調査研究協力者会議」という）」を開催し、キャリアアップ研修にeラーニングを導入する場合の、具体的な研修の実施方法について検討を行った。
- その中で、eラーニングの実施に際しては、従来行われている集合して実施する研修（以下「集合型の研修」という）とは実施方法が異なるため、研修受講に関する不正行為などの懸念について指摘がなされた。
- このため、不正行為やその防止対策を検討することを目的として、本不正防止対策検討会を開催し、eラーニングによる研修等の実施について知見を有する構成員により、集中的に議論を行い、その内容をとりまとめた。

2. 不正防止対策の検討の前提

（1）基本的な考え方

① 本とりまとめにおける用語について

- 調査研究協力者会議との議論の整合性をはかるため、用語については同じ定義とした。

| 用語 | 説明 |
|--------|---|
| eラーニング | インターネットを介した映像視聴だけでなく、DVDやテレビ放送等による映像視聴など、映像を介して学習するものを指す。 |
| 講義 | 講師の授業などを受け、知識の修得を行うことを指す。 |
| 演習 | ワークショップやグループ討議等の複数人で実施するものだけでなく、一人で課題に取り組む演習（個人ワーク）なども含む。 |

② 実施方法の整理

- 実施方法については、調査研究協力者会議における議論を踏まえ、映像視聴の方法を「オンライン」と「オフライン」に分け、さらに、研修を「講義・演習と、それらを実施する際の人数（一人か複数人）」とし、それぞれにおいて考えられる不正行為並びにその防止対策について検討を行うことと

した。

1. 映像の視聴等の方法について

(オンライン)

- オンラインには、あらかじめ定められた時間帯に受講者が講義や演習をリアルタイムで受講する方法である「ライブ形式」と、インターネット上のサーバー等に保存されている講義映像にアクセスし、受講（視聴）を行う方法である「オンデマンド形式」がある。
- それぞれ、前者には時間の制約があるが、双方向のやりとりが可能であること、後者には時間の制約がないことなどが特徴としてあげられるが不正防止の観点からは、オンラインという一つの整理のもとに議論を行った。

(オフライン)

- オフラインは、講義映像をDVD等のメディアで配布し、受講者が任意の場所で再生して実施するなどの方法である。

2. 講義・演習と、それらを実施する際の人数（一人か複数人か）について

- 講義と演習については、技術的な実施方法を検討した場合、講義であればオンラインまたはオフラインでの映像視聴という方法が想定される。演習については、オンラインのライブ形式での実施（SNSやテレビ会議システムなどにより、リアルタイムで、複数名で双方向にやりとりを行う）が考えられる。そのため、不正防止の議論においては、講義・演習という整理を、オンラインとオフラインの整理に含めて議論を行った。
- ただし、受講者の人数の観点で検討した場合、受講者が1名であることと、複数人であることでは、不正防止のあり方が異なると考えられる。例えば、複数名が集まって実施する場合は、相互監視機能が働くため、比較的不正を行いにくい状況が生じるのではないかと考えられる。
- そのため、本検討会では、主にオンラインとオフライン、一人か複数人、という観点で実施方法を整理し、検討を行うこととした。

3. 不正行為の検討

- 不正行為の検討にあたり、まずeラーニングの特徴について考えると、「自由な

時間、場所で学習ができる」、「研修会場への移動等にかかる負担がない」、「個人の習熟度、理解度に応じて学習を進められる」などがあげられる。

○ これらの特徴から想定される不正行為として、研修の受講という観点から、主に以下の2点が考えられる。

1. 「なりすまし行為」

集合型の研修とは異なり、研修の実施主体もしくは研修講師が、受講者本人であることを直接対面して確認することができないため、受講者以外の第三者が代わりに受講する行為が生じる可能性がある。

2. 「早回し等」

集合型の研修であれば、研修への参加状況の確認等により、研修の進捗管理が可能であるが、eラーニングの場合、直接対面によって学習状況を確認できないため、下記のように、学習していると認められない状況が生じる可能性がある。

- ・「早回し」：映像が流れる速度を上げて視聴する方法。
- ・「読み飛ばし」：映像を、順を追って視聴するのではなく、任意の箇所のみをかいつまんで視聴する方法。
- ・「流し見」「ながら見」：映像をただ流しているだけで、集中せずに別の作業を行いながらの視聴や、全く見ていない方法。

本とりまとめにおいては、これらを総称して「早回し等」とする。

○ これらの行為は、オンライン、オフラインにかかわらず、直接対面によらない集合型の研修でも起こりうると考えられる。

○ 本検討会では、主にこの2点の不正行為について、個別に検討を行った。

4. 不正行為の防止対策

(1) オンラインで実施する場合

【「なりすまし行為」について】

① 一人で受講する場合の防止対策

一人で受講する場合の「なりすまし行為」への対策は、認証技術を導入する方法などが考えられる。

○ 「指紋認証・生体認証」

身体的（指紋、顔、静脈等）特徴を用いて個人を認証する方法。不正防止効果は高いが、導入コストも高くなる。また取得した生体情報は個人情報

報として取り扱いに留意する必要がある。

○「Webカメラによる顔認証」

Webカメラを用いてeラーニング受講者の顔画像を取得して本人認証を行う方法。生体認証同様、取得した画像は個人情報として取り扱いに留意する必要がある。

○「ICカードの発行」、「ハードウェアキーなどを用いたデバイス認証」

ICカードといった物自体が認証に使われるため、上記のように、情報として共有されるという問題は起きないが、それ自体が第三者に渡ってしまった場合には、本人が受講している確認が取れなくなるおそれがある。

○「ID・パスワードの発行」

現在普及している、一般的な技術であるが、IDとパスワードが共有されてしまった場合には、本人以外の利用が可能になり、本人が受講している確認が取れなくなるというおそれがある。

② 複数人で受講する場合の防止対策

複数人で受講する場合の「なりすまし行為」への対策は、集合型の研修と同様の方法での本人確認によってなされることが考えられる。具体的には、実施主体もしくは研修講師が、直接対面により本人確認を行うなどの方法が考えられる。

【「早回し等」について】

① 一人で受講する場合の防止対策

一人で受講する場合の「早回し等」への対策については、下記のような方法が考えられる。

○「LMS (Learning Management System: 学習管理システム) の導入による「映像視聴ログの管理」、「動画早送り禁止機能」等

LMSでは、受講からその管理まで一体的に行うことが可能。「映像視聴ログの管理」では、映像のスキップを検知し、受講者が読み飛ばしたことを把握することができる。また、動画を早送りして進めることも制限することが可能である。

○「Webカメラで定期的に写真を撮影」

Webカメラにより、受講中に別の作業を行っていないか、などを撮影し、実施主体が受講態度を確認する方法。

② 複数人で受講する場合の「早回し等」の防止対策

複数人で受講する場合の「早回し等」の対策は、「なりすまし行為」の対策と同様に、集合して受講するため、実施主体もしくは研修講師が、講義中の受講態度や状況を確認することで、一定の不正行為の防止ができると考えられる。

(2) オフラインで実施する場合

【「なりすまし行為」について】

① 一人で受講する場合の防止対策

オフラインで実施する場合には、映像の視聴記録などの取得や、オンラインで実施するような認証技術の導入が難しいので、システムの（機械的）に不正防止対策を講じることは困難である。したがって、一人で受講する場合の「なりすまし行為」への対策としては、「DVD等の貸し出し管理」によって本人に映像コンテンツが渡るようにするなどの方法によって行うこと考えられる。

② 複数人で受講する場合の防止対策

複数人で受講する場合の「なりすまし行為」への対策は、集合して受講するため、実施主体もしくは研修講師が、講義中の受講態度等を確認することで一定の効果があると考えられる。

【「早回し等」について】

○ 「早回し等」の防止対策は、「なりすまし」の防止対策と同様、技術的な方法によって、映像の視聴記録や学習履歴を把握することが難しい。

○ そのため、一人で受講する場合も複数人で受講する場合でも、映像視聴と別に、当該映像を視聴していることを前提とした「レポートや個人ワークの成果物の提出等」を課し、映像全体を視聴したことを確認する必要があると考えられる。

(3) 不正防止に係るシステム導入費について

○ 費用については、システムベンダーや、導入する技術内容によって異なるが、現在における必要費用を簡単な目安として、三段階で示した。傾向としては、費用をかけるほど、不正防止効果が高くなる傾向にある。

○ 不正防止の観点からすれば、最大限の不正防止対策が実施されることが望ましいが、一方で、各実施主体における現実的な導入・運用を鑑みた際には、費用対効果によって判断しなければならない点があることを考慮に入れ、本表では、費用と効果を併記することとした。

以上の内容をまとめると、次のような表になる。

(主な不正行為と不正防止対策)

| 視聴形態 | 主な不正行為 | 受講形態 | 主な不正防止対策 | 概要 | 効果 | 導入のコスト |
|-------|--------|--------|-------------------------------|---|--------|--------|
| オンライン | なりすまし | 一人で受講 | 指紋認証・生体認証 | 身体的（指紋、顔、静脈等）特徴を用いて個人を認証する方法。取得した生体情報は個人情報として取り扱いに留意する必要がある。 | 高 | 高 |
| | | | Webカメラによる顔認証 | Webカメラを用いてeラーニング受講者の顔画像を取得して本人認証を行う。取得した画像は個人情報として取り扱いに留意する必要がある。 | 中 | 中～高 |
| | | | ICカードの発行、デバイス認証 | ICカードなど、その物自体が認証に使われる。第三者に渡ってしまった場合には、本人が受講している確認が取れなくなるおそれがある。 | 中 | 中 |
| | | | ワンタイムパスワードの発行 ID・パスワードの発行 | 一般的に普及している方法。IDとパスワードを発行する。IDとパスワードが共有されてしまった場合には、本人以外の利用が可能になり、本人が受講している確認が取れなくなるおそれがある。 | 中 低 | 中 低 |
| | 早回し等 | 複数人で受講 | 対面による受講者管理 | 実施者もしくは講師が対面により本人確認を行う。 | 中 | 中 |
| | | | LMSの導入による映像視聴ログの管理、動画早送り禁止機能等 | LMSの導入により、受講から管理まで一体的に行う。「映像視聴ログの管理」機能では、映像のスキップを検知し、受講者が読み飛ばしたことを把握することができ。また、動画を早送りして進めることも制限することが可能。 | 中 | 中 |
| | | | Webカメラによる定期的な顔認証 | Webカメラで定期的に写真を撮影することで、受講態度を確認する。 | 高 | 中～高 |
| | | | 対面による受講者管理 | 実施主体もしくは研修講師が対面により本人確認を行う。 | 中 | 中 |
| | | | DVD等の貸し出し管理 | DVD等の貸し出し管理によって本人に映像コンテンツが渡るようにする。 | 低 | 低 |
| | | | 対面による受講者管理 | 実施者もしくは講師が対面により本人確認を行う。 | 中 | 中 |
| オフライン | なりすまし | 一人で受講 | レポートや個人ワークの課題の提出 | 映像全体を視聴したことを担保するために、レポートを提出させ受講内容を理解したことを把握する。 | 低～中 | 低～中 |
| | | | 複数人で受講 | | 低～中 | 低～中 |
| | 早回し等 | 一人で受講 | | | | |
| | | | 複数人で受講 | | | |

- 実際に不正行為が生じてしまった場合には、不正を行った者のみならず、eラーニングを実施すること自体の是非に関わる問題でもあるので、適切な防止対策を行う必要があると考えられる。
- 不正防止対策では、上記で検討した対策を1つだけ実施すれば良いということではなく、複合的な要素・対策を盛り込み、総合的に実施することで、効果が上がると考えられる。
- また、これらの対策は、研修全体の実施体制と連動してはじめてその効力を発揮するものである。例えば、IDやパスワードを発行して認証できるようにしたとしても、その情報が安易に第三者に渡るようなことがあると、その認証方法は事実上無効化されてしまうことが考えられる。単に技術を導入することで不正防止につながるというわけではなく、受講者の情報スキルや情報モラルにも依存することに留意されたい。
- 技術の導入とは別に、受講者本人が知識や技術を身につけ、現場において実践することが重要であるというキャリアアップ研修の趣旨から、理解度の把握に重点を置き、受講者が15時間以上の研修を受け、かつ受講内容を理解したことを把握できるような方法（レポートや個人ワークの課題の提出等）を取り入れることも必要であると考えられる。

5. 実施主体が実施するにあたり配慮すべき事項

- 映像コンテンツ等の管理において、特定の受講者向けに作成したコンテンツが流出し、結果として著作権や肖像権を侵害することがないように、映像や講習で利用するコンテンツの管理を適切に行い、コンテンツの第三者への流出を防止するとともに、コンテンツを作成する際の著作権や肖像権の権利処理を適切に行い、権利者の利益を侵害しないよう留意する必要があると考えられる。
- 近年では、インターネット上で映像を配信することや、SNSなどで複数人が会話することなどを、無料で行うことが可能であるが、個人情報や著作権などの情報管理の観点から、適切な実施方法を選択することが必要である。

6. おわりに

- 本とりまとめでは、キャリアアップ研修をeラーニングで実施する方法等について、不正防止という観点から、検討を行った。
- 検討の中では、そもそも不正行為が起らないような、専門職としての自立性に基づき、自らが進んで受講したくなるような、魅力的かつ効果的なコンテンツの提供に努めることが重要であるという意見もあげられた。
- また、eラーニングという実施方法は、ICT技術の発達に併せて、実施方法や不正防止の方法も様々に展開しているため、本検討会において懸案としている事項についても、解消される可能性がある。引き続き、適切な実施方法や不正防止対策について、検討を行っていくことが必要であると考えられる。

保育士等キャリアアップ研修をeラーニングで実施する方法等に関する
調査研究業務 不正防止対策検討会
構成員名簿

越田 有沙 株式会社プロシーズ保育事業部 事業部長

坂田 哲人 帝京大学 講師

舘 秀典 東京福祉大学・大学院
保育児童学部 保育児童学科 専任講師

(五十音順、敬称略)

不正防止対策検討会における検討経過

平成31年1月16日（水）第1回不正防止対策検討会

- ・ 調査研究協力者会議における議論のとりまとめ概要の説明
- ・ 不正防止対策に係る論点について
- ・ 意見交換

平成31年2月12日（火）第2回不正防止対策検討会

- ・ これまでの議論の振り返り
- ・ 意見交換

平成31年3月13日（水）第3回不正防止対策検討会

- ・ 不正防止対策検討会における議論のとりまとめ案について

(保育対策総合支援事業費補助金 令和2年度第3次補正：14億円)

【事業内容】

- (1) 保育士の業務負担軽減を図るため、保育の周辺業務や補助業務（保育に関する計画・記録や保護者との連絡、子どもの登降園管理等の業務）に係るICT等を活用した業務システムの導入費用及び外国人の子どもの保護者とのやりとりに係る通訳や翻訳のための機器の購入にかかる費用の一部を補助する。
- (2) 認可外保育施設において、保育記録の入力支援など、保育従事者の業務負担軽減につながる機器の導入に係る費用の一部を補助し、事故防止につなげる。
- (3) 病児保育事業等において、空き状況の見える化や予約・キャンセル等のICT化を行うために必要なシステムの導入費用の一部を補助する。
- (4) 都道府県等が実施する研修を在宅等で受講できるよう、オンラインで行うために必要なシステム基盤の整備に係る費用や教材作成経費等の一部を補助する。
- (5) 保育士試験の申請手続や保育士資格の登録申請の届出等について、オンラインによる手続を可能とするために必要なシステム改修費等の一部を補助する。

【実施主体】 都道府県、市区町村

| 補助基準額 | 内容 | 金額 |
|-------|--|---|
| (1) | 業務のICT化等を行うためのシステム導入 | 1施設当たり 1,000千円 |
| (2) | 認可外保育施設における機器の導入 | 1施設当たり 200千円 |
| (3) | 病児保育事業等の業務（予約・キャンセル等）のICT化を行うためのシステム導入 | ① 1自治体当たり 8,000千円 ② 1施設当たり 1,000千円 |
| (4) | 研修のオンライン化事業 | 1自治体当たり 4,000千円 |
| (5) | 保育士資格取得に係るオンライン手続化 | 総額49,820千円のうち令和元年度の各都道府県の受験者数の割合に応じて、それぞれ設定 |

- 【補助割合】
- (1) 国：1/2、市区町村：1/4、事業者：1/4
 - (2) 国：1/2、都道府県・市区町村：1/4、事業者：1/4
 - (3) ①国：1/2、市区町村：1/2 ②国：1/2、市区町村：1/4、事業者：1/4
- ※ (1)～(3)について、地方自治体が運営する施設(*)を対象にする場合は、国：1/2、自治体：1/2
* (1)～(2)は財政力指数が1.0未満の地方自治体が対象。
- (4) 国：1/2、都道府県・市区町村：1/2
 - (5) 国：1/2、都道府県：1/2

(1)業務のICT化等を行うためのシステム導入



【業務負担が軽減される例】 保育に関する計画・記録

・手書きで作成していた各期間（年・月・週・日）ごとの指導計画や保育日誌について、システムにより、関連する項目が自動的に入力される。

登降園管理

・手作業で行っていた子どもの出欠状況の集計や延長保育料金の計算について、タッチパネル式の機器の導入により、登園・降園時間がシステムで管理され、出欠状況の集計や延長保育料金の計算が自動的に行われる。

(2) 認可外保育施設における機器の導入



※ 業務支援のための機器を活用することで、保育記録など保育従事者の業務負担を軽減する。

教育支援体制整備事業費交付金

令和3年度予算額
(前年度予算額)

14億円
10億円)



別添 5

令和2年度第1次補正予算額 36億円、令和2年度第2次補正予算額 30億円
令和2年度第3次補正予算額 38億円

認定こども園の設置を支援するとともに、**新型コロナウイルス感染症対策をしっかりと実施しつつ、幼児を健やかに育てるために必要な環境整備**を推進する。

1 幼児教育の質の向上のための緊急環境整備

- (1) 遊具・運動用具等の整備費用
- (2) 新型コロナウイルス感染拡大の防止のため、保健衛生用品の購入など、感染症対策の徹底に必要な経費



2 認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援

教育の質の向上を図るため、教職員等を対象とした研修を支援

3 保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援

保育教諭を確保するため、保育士資格を有する者の幼稚園教諭免許状取得を支援

4 認定こども園等への円滑な移行のための準備支援

認定こども園等に移行する準備に必要な経費を支援



5 ICT環境整備の支援

園務改善をはじめ、オンラインによる教員研修や保育参観、保育動画の配信やアプリを利用した家庭との連絡など、「新たな日常」に対応したICT環境整備を支援



対象校種・想定人材

- 1 幼稚園、幼稚園型認定こども園、幼保連携型認定こども園
- 2 幼稚園・認定こども園・保育所の教職員等
- 3 幼稚園教諭免許状を有しない保育士等
- 4 学校法人
- 5 幼稚園、幼稚園型認定こども園

補助対象経費

- 1 物品等の購入費等
- 2 研修参加費
- 3 免許取得受講料等
- 4 事務職員雇用費等
- 5 情報システム導入費

実施主体

都道府県

補助割合

- | | | | | |
|---|---|---|---|-----|
| 1 | ～ | 4 | 国 | 1/2 |
| 5 | | | 国 | 3/4 |